

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

目次

| | |
|---------------------------------------------------------------------|-----|
| ○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号） | 1 |
| ○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号） | 4 |
| ○ 金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号） | 123 |
| ○ 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号） | 127 |
| ○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号） | 135 |
| ○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号） | 138 |
| ○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号） | 142 |
| ○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号） | 144 |
| ○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号） | 146 |
| ○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号） | 147 |
| ○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号） | 148 |
| ○ 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号） | 149 |
| ○ 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号） | 152 |
| ○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号） | 154 |
| ○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） | 155 |
| ○ 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百十号） | 160 |
| ○ 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百一十一号） | 162 |
| ○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号） | 164 |

| | |
|----------------------------------------------------------------------------|-----|
| ○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号） | 165 |
| ○ 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号） | 169 |
| ○ 附則 | 171 |

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品取引清算機関」、「外国金融商品取引清算機関」、「特定投資家」、「特定上場有価証券」又は「信用格付」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品市場、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、有価証券等清算取次ぎ、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、特定投資家、特定上場有価証券又は信用格付をいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「有価証券等清算取次ぎ」、「特定投資家」、「特定上場有価証券」又は「信用格付」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品市場、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、有価証券等清算取次ぎ、特定投資家、特定上場有価証券又は信用格付をいう。</p> |

〔2・3 略〕

(委託に際しあらかじめ特定すべき事項)

第二十二条 法第二条第二十七項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 有価証券の売買 売買の別、有価証券の銘柄及び数又は金額（これらの事項が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより顧客の委託後遅滞なく特定されるものとされている場合にあつては、当該委託に係る取引の内容を適確に示すための事項。第十三号及び第十四号において「有価証券の銘柄等」という。）、価格並びに受渡日

〔二〇十二 略〕

十三 令第一条の十九第二号に掲げる取引 貸借の別、有価証券の銘柄等及び受渡日

十四 令第一条の十九第三号から第五号までに掲げる取引 受渡し
の別、有価証券の銘柄等又は金銭の額及び受渡日

(高速取引行為となる情報の伝達先及び伝達方法)

第二十六条 法第二条第四十一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者のうち、取引の状況その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして金融庁長官が指定するものとする。

〔2・3 同上〕

(委託に際しあらかじめ特定すべき事項)

第二十二条 「同上」

一 有価証券の売買 売買の別、有価証券の銘柄、数又は金額、価格及び受渡日

〔二〇十二 同上〕

十三 令第一条の十九第二号に掲げる取引 貸借の別、有価証券の銘柄、数又は金額及び受渡日

十四 令第一条の十九第三号又は第四号に掲げる取引 受渡しの別、有価証券の銘柄及び数若しくは金額又は金銭の額並びに受渡日

〔条を加える。〕

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>一 金融商品取引所</p> <p>二 法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者</p> <p>2 法第二十四条第四十一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる要件の全てに該当する方法とする。</p> <p>一 法第二十四条第四十一項の伝達に係る同項の判断を行う電子情報処理組織が設置されている施設が、前項に定める者が当該伝達を受けるための電子情報処理組織を設置する場所（これに隣接し、又は近接する場所を含む。）に所在すること。</p> <p>二 法第二十四条第四十一項の伝達が他の伝達（有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うために必要な情報の前項に定める者に対する伝達をいう。）と競合することを防ぐ仕組みが講じられていること。</p> | |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>「第一章～第四章 略」</p> <p>第五章 高速取引行為者</p> <p>第一節 総則（第二百二十六条―第三百三十五条）</p> <p>第二節 業務（第三百三十六条・第三百三十七条）</p> <p>第三節 経理（第三百三十八条―第三百四十条）</p> <p>第四節 監督（第三百四十一条―第三百四十六条）</p> <p>第六章 雑則（第三百四十七条―第三百五十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」、「有価証券届出書」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品仲介業」、「金融商品仲介業者」、</p> | <p>目次</p> <p>「第一章～第四章 同上」</p> <p>第五章 雑則（第二百二十六条―第三百二十九条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」、「有価証券届出書」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品仲介業」、「金融商品仲介業者」、</p> |

「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」、「外国金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付」、「信用格付業」、「信用格付業者」、「高速取引行為」又は「高速取引行為者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、引受人、有価証券届出書、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、金融商品仲介業、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、取引参加者、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、外国金融商品取引所、有価証券等清算取次ぎ、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、特定投資家、信用格付、信用格付業、信用格付業者、高速取引行為又は高速取引行為者をいう。

2 「略」

3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第百九十九条第十三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く

「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」、「外国金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付」、「信用格付業」又は「信用格付業者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、引受人、有価証券届出書、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、金融商品仲介業、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、取引参加者、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、外国金融商品取引所、有価証券等清算取次ぎ、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、特定投資家、信用格付、信用格付業又は信用格付業者をいう。

2 「同上」

3 「同上」

。) において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一〇二十 略〕

二十一 登録金融機関業務 法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいう。

〔二十二〇五十 略〕

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一・二 略〕

三 管轄財務局長等 金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者が現に受けている登録又は取引所取引許可業者が現に受けている許可をした財務局長又は福岡財務支局長をいう。

四 所管金融庁長官等 特別金融商品取引業者及び金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第四十二条第二項、第四十三条第二項又は第四十三条の二の三第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた者にあつては金融庁長官、それ以外の者にあつては管轄財務局長等をいう。

〔五〇十六 略〕

（訳文の添付）

第二条 法（第三章から第三章の三まで及び第百八十八条（金融商品取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係

〔一〇二十 同上〕

二十一 登録金融機関業務 法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。

〔二十二〇五十 同上〕

4 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 管轄財務局長等 金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者が現に受けている登録又は取引所取引許可業者が現に受けている許可をした財務局長又は福岡財務支局長をいう。

四 所管金融庁長官等 特別金融商品取引業者及び金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第四十二条第二項又は第四十三条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた者にあつては金融庁長官、それ以外の者にあつては管轄財務局長等をいう。

〔五〇十六 同上〕

（訳文の添付）

第二条 法（第三章から第三章の三まで及び第百八十八条（金融商品取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係

るものに限る。)に限る。次条において同じ。) 、令(第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。) 又はこの府令(第二百三十六條、第二百三十八條の二、第二百三十九條から第二百四十一条まで、第二百四十二条から第二百四十三条まで、第二百四十六条の三、第二百四十六条の四、第二百四十六条の六(特例業務届出者に係るものに限る。))及び第五章を除く。)の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等(第二百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。)の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

(登録申請書の記載事項)

第七条 法第二十九条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇九 略」

十一 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称

十一 「略」

るものに限る。)に限る。次条において同じ。) 、令(第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。) 又はこの府令(第二百三十六條、第二百三十八條の二、第二百三十九條から第二百四十一条まで、第二百四十二条から第二百四十三条まで、第二百四十六条の三、第二百四十六条の四及び第二百四十六条の六(特例業務届出者に係るものに限る。))を除く。)の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等(第二百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。)の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

(登録申請書の記載事項)

第七条 法第二十九条の二第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇九 同上」

「号を加える。」

十一 「同上」

(業務の内容及び方法)

第八条 法第二十九条の第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「二〇十 略」

十一 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合には、次に掲げる事項

イ 取引戦略ごとに、当該取引戦略の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) 取引戦略の類型

(2) 高速取引行為に係る金融商品取引所等（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第二十六条第一項に定める者をいう。以下同じ。）の名称又は商号

(3) 高速取引行為の対象とする有価証券又は市場デリバティブ取引の種類

ロ 高速取引行為に係る業務を管理する責任者（法第二条第四十
一項の判断並びに高速取引行為に係るプログラム（電子計算機
に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組
み合わされたものをいう。以下同じ。）の作成及び電子情報処
理組織その他の設備の管理の責任者を含む。以下同じ。）の氏
名及び役職名

ハ 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の概要、
設置場所及び保守の方法

ニ 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を

(業務の内容及び方法)

第八条 「同上」

「二〇十 同上」

「号を加える。」

十分に行うための措置の内容

(登録申請書の添付書類)

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 「略」

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条

(登録申請書の添付書類)

第九条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号並びに第二百四十二条の二第一項第二号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条の二第一項第一号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条

の二第一項第一号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条の二第一号及び第二号、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第二号を除き、以下「重要な使用人」という。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

〔ロ〕ホ 略〕

三 〔略〕

四 特定関係者(親法人等、子法人等及び持株会社(法第二十九条の四第三項に規定する持株会社をいう。第九十八条を除き、以下同じ。))をいい、第一種金融商品取引業を行う場合には、関係会社(第七十七条第六項に規定する関係会社をいう。へにおいて同じ。))を含む。ホにおいて同じ。)の状況として次に掲げる事項を記載した書類

〔イ〕へ 略〕

〔五〕七 略〕

八 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合には、次に掲げる書類

イ 外国に住所を有する個人であるときは、次に掲げる書類

(1) 国内における代理人の住民票の抄本(国内における代理人が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

(2) 国内における代理人の婚姻前の氏名を当該国内における代

の二第一号及び第二号、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第二号を除き、以下「重要な使用人」という。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

〔ロ〕ホ 同上〕

三 〔同上〕

四 特定関係者(親法人等、子法人等及び持株会社(法第二十九条の四第一項第五号に規定する持株会社をいう。第九十八条を除き、以下同じ。))をいい、第一種金融商品取引業を行う場合には、関係会社(第七十七条第六項に規定する関係会社をいう。へにおいて同じ。))を含む。ホにおいて同じ。)の状況として次に掲げる事項を記載した書類

〔イ〕へ 同上〕

〔五〕七 同上〕

〔号を加える。〕

理人の氏名に併せて法第二十九条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、(1)に掲げる書類が当該国内における代理人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

- ロ 個人であるときは、別紙様式第一号の二により作成した書面
- ハ 高速取引行為に係る業務を管理する責任者の履歴書
- ニ 第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合を除く。）には、純財産額（法第六十六条の五十三第七号に規定する純財産額をいう。第二百一条第二十七号ロ、第二百二条第十九号及び第五章において同じ。）を算出した書面

第十条 法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

【一・二 略】

三 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合には、次に掲げる書類

イ 純財産額（法第二十九条の四第一項第五号ロに規定する純財産額をいう。以下この章（第二百一条第二十七号ロ及び第二百二条第十九号を除く。）において同じ。）を算出した書面

ロ 主要株主（法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この号、第三十八条の二、第三十八条の五、第九十九条第十一号ハ、第二百一条第二十号、第二百二条第五号ロ及

第十条 【同上】

【一・二 同上】

三 【同上】

イ 純財産額（法第二十九条の四第一項第五号ロに規定する純財産額をいう。以下同じ。）を算出した書面

ロ 主要株主（法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この号、第三十八条の二、第三十八条の五、第九十九条第十一号ハ、第二百一条第二十号、第二百二条第五号ロ及

び第十六号、第二百八条の三十一第一項第十一号及び第二項第八号並びに第二百八条の三十二第九号において同じ。）の商号、名称又は氏名及び本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又は居所）並びに当該主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。）の数を記載した書面

ハ 「略」

四 「略」

2 「略」

（電磁的記録）

第十一条 法第二十九条の二第三項及び第三十三条の三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてし

び第十六号、第二百八条の三十一第一項第十一号及び第二項第八号並びに第二百八条の三十二第九号において同じ。）の商号、名称又は氏名及び本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又は居所）並びに当該主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。）の数を記載した書面

ハ 「同上」

四 「同上」

2 「同上」

（電磁的記録）

第十一条 法第二十九条の二第三項及び第三十三条の三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなけれ

なければならない。

〔一・二 略〕

3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

(人的構成の審査基準)

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号ホ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

〔一・三 略〕

四 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

〔1・2 略〕

(3) 法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ

(3)、第九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ、第二百二十条第七号ロ

ばならない。

〔一・二 同上〕

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

〔一・二 同上〕

(人的構成の審査基準)

第十三条 〔同上〕

〔一・三 同上〕

四 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔1・2 同上〕

(3) 法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ

(3)、第九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ、第二百二十三条第十号

、第二百二十三條第十号、第二百三十二條の八第十号、第二百四十一條の二第四号、第二百四十六條第三号イ(1)、第三百二十八條第五号並びに第三百四十一條第五号において同じ。

()を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ [略]

五 [略]

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十五条の二 [略]

(総資産の額等)

第十六条 法第二十九條の四第三項(法第三十一條第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表(当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日における貸借対照表)による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日(当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日)後において会社法第九十九條第一項に規定する募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、会社分割、事業の譲受け、事業の譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変

、第二百四十一條の二第四号並びに第二百四十六條第三号イ(1)において同じ。)を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ [同上]

五 [同上]

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十六条 [同上]

[条を加える。]

動を加え、又は除いた額とする。

2 法第二十九条の四第三項に規定する内閣府令で定める資産は、金融商品取引業者の親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいい、金融庁長官が指定するものに限る。）の子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいい、金融庁長官が指定するものに限る。）に対する貸付金その他金融庁長官が定める資産とする。

3 法第二十九条の四第三項に規定する内閣府令で定めるところにより算出した額は、会社が会社法第四百三十五条第二項の規定により作成した最終の事業年度に係る計算書類及びその附属明細書に記載された前項に規定する資産の合計金額（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立時の貸借対照表に記載された同項に規定する資産の合計金額）とする。

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

「一〇三 略」

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条 「同上」

「一〇三 同上」

四 法第二十九条の二第一項第八号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。） 当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

〔五〇八 略〕

九 第七条第十号に掲げる事項について変更があった場合 新たに国内における代理人となった者に係る次に掲げる書類

イ 住民票の抄本（国内における代理人が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ロ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

〔2・3 略〕

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第二十一条 法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類、第九条第八号ハに掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）及び前条第一項第五号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

四 法第二十九条の二第一項第七号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。） 当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

〔五〇八 同上〕

〔号を加える。〕

〔2・3 同上〕

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第二十一条 法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類及び前条第一項第五号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

(変更登録の申請)

第二十二条 「略」

2 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務（電子募集取扱業務及び高速取引行為を含む。）に係るものに限る。）を添付しなければならぬ。

一 法第二十九条の四第一項各号（第一号から第三号まで、第四号、第五号及び第七号（法第六十六条の五十三第六号ハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

「二・三 略」

3 「略」

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇十一 略」

(業務の内容及び方法)

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇十四 略」

(変更登録の申請)

第二十二条 「同上」

2 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務（電子募集取扱業務を含む。）に係るものに限る。）を添付しなければならない。

一 法第二十九条の四第一項各号（第一号から第三号まで及び第五号ハを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

「二・三 同上」

3 「同上」

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇十一 同上」

(業務の内容及び方法)

第四十五条 「同上」

「一〇十四 同上」

十五 登録金融機関業務として高速取引行為を行う場合には、第八条第十一号イからニまでに掲げる事項

第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〇十 略〕

十一 登録金融機関業務として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る業務を管理する責任者の履歴書

2 〔略〕

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第五十一条 法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔一・二 略〕

三 法第三十三条の三第一項第七号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。）当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

〔四〇十 略〕

〔号を加える。〕

第四十七条 〔同上〕

〔一〇十 同上〕

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第五十一条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第三十三条の三第一項第六号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。）当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

〔四〇十 同上〕

〔2・3 略〕

(業務の内容又は方法の変更の届出)

第五十二条 法第三十三条の六第三項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第四十五条各号に掲げるもの(内容に変更のあるものに限る。)を記載した書類、第四十七条第一項第十一号に掲げる書類(内容に変更のあるものに限る。)及び前条第一項第六号に定める書類(内容に変更のあるものに限る。)を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

(保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け)

第六十五条 法第三十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 〔略〕

二 顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券のうち次に掲げるいずれかのもの(当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。)であつて、当該有価証券に係る解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保として行うその解約に係る金銭の額に相当する額の金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの

〔2・3 同上〕

(業務の内容又は方法の変更の届出)

第五十二条 法第三十三条の六第三項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第四十五条各号に掲げるもの(内容に変更のあるものに限る。)を記載した書類及び前条第一項第六号に定める書類(内容に変更のあるものに限る。)を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

(保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け)

第六十五条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総
理府令第二百二十九号）第十三条第二号イに規定する公社債投資
信託のうち、主たる投資対象を短期の公社債（前号イからニま
でに掲げる有価証券（外国又は外国法人の発行する証券又は証
書で同様の性質を有するものを含む。）をいう。）、預金、金
銭信託及びコール・ローン等の金融資産とするものであって、
次に掲げる要件の全てに該当するものの受益証券

〔1〕(4) 略

〔ロ・ハ 略

（業務管理体制の整備）

第七十条の二 〔略

〔2・3 略

4 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（金融商品取
引業等として高速取引行為を行う者に限る。）が整備しなければな
らない業務管理体制は、第一項の要件のほか、高速取引行為に係る
電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置がと
られていることとする。

（高速取引行為以外の者が行う高速取引行為に係る有価証券の売

イ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規
則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第十三条第二号イに規
定する公社債投資信託をいう。ハ、第八十条第一項第五号ト、
第一百条第一項第一号ハ、第二百二十五条の四第一項第三号及び
第二百二十九条の二を除き、以下同じ。）のうち、主たる投資対
象を短期の公社債（前号イからニまでに掲げる有価証券（外国
又は外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するも
のを含む。）をいう。）、預金、金銭信託及びコール・ローン
等の金融資産とするものであって、次に掲げる要件の全てに該
当するものの受益証券

〔1〕(4) 同上

〔ロ・ハ 同上

（業務管理体制の整備）

第七十条の二 〔同上

〔2・3 同上

〔項を加える。〕

買等の委託を受ける行為に準ずるもの)

第一百十六條の四 法第三十八條第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 高速取引行為に係る業務の停止の命令を受けている高速取引行為者(令第十六條の四の二に定める者を含む。次号において同じ。)
。)が行う当該高速取引行為に係る有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託を受ける行為

二 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置を適正に講じていることを確認することができない高速取引行為者が行う当該高速取引行為に係る有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託を受ける行為

三 法第三十八條第八号に規定する高速取引行為者以外の者が行う高速取引行為(法第二條第四十一項第三号に掲げる行為に係るものに限る。以下この号において同じ。)又は前二号に規定する高速取引行為者が行うこれらの号の高速取引行為に係る同項第一号に掲げる行為

(禁止行為)

第一百十七條 法第三十八條第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕四十 略〕

〔2〕32 略〕

〔条を加える。〕

(禁止行為)

第一百十七條 法第三十八條第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕四十 同上〕

〔2〕32 同上〕

(事故の確認を要しない場合)

第百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇七 略」

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

「イ・ロ 略」

ハ ロの支払が事故(法第三十九条第三項に規定する事故をいう。以下この条から第百二十一条までにおいて同じ。)による損失の全部又は一部を補填するために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が金融商品取引業者等に交付されていること。

九 事故による損失について、金融商品取引業者等と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合(前各号に掲げる場合を除く。)

イ 「略」

ロ イの支払が事故による損失を補填するために行われるものであることが、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会(金融商品取引業協会により任命された複数の委員(事故に係る金融商品取引業者等及び顧客と特別の利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。))により構成されるものをいう。
()において調査され、確認されていること。

(事故の確認を要しない場合)

第百十九条 「同上」

「一〇七 同上」

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

「イ・ロ 同上」

ハ ロの支払が事故(法第三十九条第三項に規定する事故をいう。以下この条から第百二十一条までにおいて同じ。)による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が金融商品取引業者等に交付されていること。

九 事故による損失について、金融商品取引業者等と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合(前各号に掲げる場合を除く。)

イ 「同上」

ロ イの支払が事故による損失を補てんするために行われるものであることが、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会(金融商品取引業協会により任命された複数の委員(事故に係る金融商品取引業者等及び顧客と特別の利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。))により構成されるものをいう。
()において調査され、確認されていること。

〔十・十一 略〕

2 「略」

3 金融商品取引業者等は、第一項第九号から第十一号までに掲げる場合において、法第三十九条第三項ただし書の確認を受けず、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌末日までに、第二百二十一条各号に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長。第二百二十条において同じ。）に報告しなければならない。

（損失補填の禁止の適用除外）

第十九条の二 法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）であつて、顧客と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得され、又は保有されるものとする。

（事故の確認の申請）

〔十・十一 同上〕

2 「同上」

3 金融商品取引業者等は、第一項第九号から第十一号までに掲げる場合において、法第三十九条第三項ただし書の確認を受けず、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌末日までに、第二百二十一条各号に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長。次条において同じ。）に報告しなければならない。

「条を加える。」

（事故の確認の申請）

第二百十條 法第三十九條第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第七項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、当該確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

(確認申請書の記載事項)

第二百十一條 法第三十九條第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

「イ〜ハ 略」

ニ 補填に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ 「略」

四 「略」

(確認申請書の添付書類)

第二百十二條 法第三十九條第七項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第三十九條第七項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

第二百十條 法第三十九條第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第五項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、当該確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

(確認申請書の記載事項)

第二百十一條 法第三十九條第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ 「同上」

四 「同上」

(確認申請書の添付書類)

第二百十二條 法第三十九條第五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第三十九條第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一〇十三の二 略」

十四 金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないことと認められる状況(金融商品取引業等として高速取引行為を行う金融商品取引業者等にあつては、法第六十六条の五十七第一号に規定する状況を含む。)

「十五〇三十 略」

「二〇十一 略」

(投資運用業に関する損失補填の禁止の適用除外)

第二百二十九条の二 法第四十二条の二第六号に規定する内閣府令で定める投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号に規定する公社債投資信託(計算期間が一日のものに限る。)であつて、権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得され、又は保有されるものとする。

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 「同上」

「一〇十三の二 同上」

十四 金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないことと認められる状況

「十五〇三十 同上」

「二〇十一 同上」

(投資運用業に関する損失補填の禁止の適用除外)

第二百二十九条の二 法第四十二条の二第六号に規定する権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号に規定する公社債投資信託(計算期間が一日のものに限る。)であつて、当該権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとする。

(対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の要件)

第百四十一条の二 前条の規定にかかわらず、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託（以下この条において単に「顧客分別金信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

〔一〕三 略〕

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

〔イ〕二 略〕

ホ 法第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第八号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

〔ヘ〕ト 略〕

五 当該顧客分別金信託（信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものを除く。）に係る信託財産の運用の方法が、次に掲げる方法によるものであること。

イ 次に掲げる有価証券の保有

〔1〕(5) 略〕

(6) 貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）に基づく受益証券で元本補填の契約のあるもの

〔7〕(8) 略〕

(対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の要件)

第百四十一条の二 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〕二 同上〕

ホ 法第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

〔ヘ〕ト 同上〕

五 当該顧客分別金信託（信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるものを除く。）に係る信託財産の運用の方法が、次に掲げる方法によるものであること。

イ 〔同上〕

〔1〕(5) 同上〕

(6) 貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）に基づく受益証券で元本補てんの契約のあるもの

〔7〕(8) 同上〕

〔ロ〕二 略〕

ホ 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるもの

六 〔略〕

七 金融商品取引業者等が信託財産である有価証券の評価額をその時価により算定すること（当該顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のある場合を除く。）。

八 顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のある場合に、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本額とするものであること。

〔九〕十五 略〕

2 前項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客分別金信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（顧客分別金信託に元本補填がある場合には、元本額）をいう。

（顧客区分管理信託の要件等）

第四百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託（以下「顧客区分管理信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

〔一〕三 略〕

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使す

〔ロ〕二 同上〕

ホ 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

六 〔同上〕

七 金融商品取引業者等が信託財産である有価証券の評価額をその時価により算定すること（当該顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のある場合を除く。）。

八 顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のある場合に、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本額とするものであること。

〔九〕十五 同上〕

2 前項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客分別金信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（顧客分別金信託に元本補てんがある場合には、元本額）をいう。

（顧客区分管理信託の要件等）

第四百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託（以下「顧客区分管理信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

るものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

〔イ〜ハ 略〕

ニ 金融商品取引業等の廃止（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けた全ての営業所又は事務所における金融商品取引業等の廃止。ニにおいて同じ。）をしたとき、若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けた営業所又は事務所の清算の開始。ニにおいて同じ。）をしたとき、又は法第五十条の二第六項の規定による金融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

ホ 法第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第八号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

〔ヘ・ト 略〕

五 当該顧客区分管理信託（信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものを除く。）に係る信託財産の運用の方法が、第四百四十一条の二第一項第五号イ(1)から(7)までに掲げる有価証券及び第六十五条第二号イからハまでに掲げる投資信託の受益証券（次号に規定する顧客区分管理必要額の三分の一に相当する範囲内に限る。）の保有並びに同項第五号ロからホまでに掲げる方法によるものであること。

六 〔略〕

七 金融商品取引業者等が信託財産である有価証券の評価額をその時価により算定するものであること（当該顧客区分管理信託が信

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 金融商品取引業等の廃止（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けたすべての営業所又は事務所における金融商品取引業等の廃止。ニにおいて同じ。）をしたとき、若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けた営業所又は事務所の清算の開始。ニにおいて同じ。）をしたとき、又は法第五十条の二第六項の規定による金融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

ホ 法第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

〔ヘ・ト 同上〕

五 当該顧客区分管理信託（信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるものを除く。）に係る信託財産の運用の方法が、第四百四十一条の二第一項第五号イ(1)から(7)までに掲げる有価証券及び第六十五条第二号イからハまでに掲げる投資信託の受益証券（次号に規定する顧客区分管理必要額の三分の一に相当する範囲内に限る。）の保有並びに同項第五号ロからホまでに掲げる方法によるものであること。

六 〔同上〕

七 金融商品取引業者等が信託財産である有価証券の評価額をその時価により算定するものであること（当該顧客区分管理信託が信

託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のある場合を除く。)

八 顧客区分管理信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のある場合に、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本額とするものであること。

〔九〇十一 略〕

十二 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、顧客の受益権が当該受益者代理人により全ての顧客について一括して行使されるものであること。

〔一三〇十五 略〕

〔2・3 略〕

4 第一項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客区分管理信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（顧客区分管理信託に元本補填がある場合には、元本額）をいう。

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〇三 略〕

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券（次に掲げるものを除く。）の引受けに係る主幹会社とな

託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のある場合を除く。)

八 顧客区分管理信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のある場合に、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本額とするものであること。

〔九〇十一 同上〕

十二 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、顧客の受益権が当該受益者代理人によりすべての顧客について一括して行使されるものであること。

〔一三〇十五 同上〕

〔2・3 同上〕

4 第一項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客区分管理信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（顧客区分管理信託に元本補てんがある場合には、元本額）をいう。

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十三条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 〔同上〕

をいう。

〔イ〕ハ 略〕

ニ 株券等（株券、新株予約権証券、社債券、投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券をいう。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社（第四百四十七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。）としてその引受けに係る発行価格（新株予約権証券にあつては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新投資口予約権証券にあつては新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する場合における当該投資証券の発行価格を、新株予約権付社債券にあつては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）又は投資法人債券にあつては利率を含む。）の決定に適切に関与しているもの（イからハまでに該当するものを除く。）

〔1〕～〔3〕 略〕

〔4〕 主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。）において

〔イ〕ハ 同上〕

ニ 〔同上〕

〔1〕～〔3〕 同上〕

〔4〕 主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。）において

て同じ。)を保有していないこと。

〔5〕(7) 略

〔五〕十五 略

〔2〕・3 略

4 第一項第七号の「特定関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）とする持株会社

〔二〕六 略

（注文伝票）

第百五十八条 〔略〕

〔2〕・3 略

4|| 高速取引行為に関する第一項の注文伝票については、第二項第三号及び第四号並びに前項第六号の規定は適用せず、第三百三十八条第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げるところにより」とあるのは、「高速取引行為に関するものであることが判別できるようにし、かつ、次に掲げるところにより」と読み替えるものとする。

（取引日記帳）

第百五十九条 〔略〕

〔2〕・3 略

て同じ。)を保有していないこと。

〔5〕(7) 同上

〔五〕十五 同上

〔2〕・3 同上

4 〔同上〕

一 当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）とする持株会社

〔二〕六 同上

（注文伝票）

第百五十八条 〔同上〕

〔2〕・3 同上

〔項を加える。〕

（取引日記帳）

第百五十九条 〔同上〕

〔2〕・3 同上

4|| 高速取引行為に関する第一項の取引日記帳については、第二項第七号及び第九号の規定は適用せず、第三百三十八条第七項（第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げるところにより」とあるのは、「高速取引行為に関するものであることが判別できるようにし、かつ、次に掲げるところにより」と読み替えるものとする。

（運用明細書）

第三百七十条 「略」

2 「略」

3|| 高速取引行為に関する第一項の運用明細書については、第三百三十八条第七項（第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げるところにより」とあるのは、「高速取引行為に関するものであることが判別できるようにし、かつ、次に掲げるところにより」と読み替えるものとする。

（発注伝票）

第三百七十一条 「略」

2 3 4 「略」

5|| 高速取引行為に関する第一項の発注伝票については、第二項第二号、第四号及び第五号、第三項第五号並びに前項の規定は適用せず、第三百三十八条第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げるところにより」とあるのは、「高速取

「項を加える。」

（運用明細書）

第三百七十条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

（発注伝票）

第三百七十一条 「同上」

「2 3 4 同上」

「項を加える。」

引行為に関するものであることが判別できるようにし、かつ、次に掲げるところにより」と読み替えるものとする。

(説明書類の記載事項)

第七百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

「イ」ハ 略

ニ 法第二十九条の二第一項第三号から第十号までに掲げる事項

ホ 「略」

「二」五 略

(金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合)

第九百九十九条 金融商品取引業者にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一」十三 略

十四 金融商品取引業として高速取引行為に係る業務を開始した場合

十五 第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う者(第一種

金融商品取引業又は投資運用業を行う者を除く。)にあつては、

法第六十六条の五十三第六号又は第七号に該当することとなつた場合

(説明書類の記載事項)

第七百七十四条 「同上」

一 「同上」

「イ」ハ 同上

ニ 法第二十九条の二第一項第三号から第九号までに掲げる事項

ホ 「同上」

「二」五 同上

(金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合)

第九百九十九条 「同上」

「一」十三 同上

「号を加える。」

「号を加える。」

(登録金融機関が休止等の届出を行う場合)

第二百条 登録金融機関にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇十 略〕

十一 登録金融機関業務として高速取引行為に係る業務を開始した場合

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇七 略〕

八 第九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号(重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

〔(1)〜(5) 略〕

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法(平成五年法律

(登録金融機関が休止等の届出を行う場合)

第二百条 〔同上〕

〔一〇十 同上〕

〔号を加える。〕

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔(1)〜(5) 同上〕

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法(平成五年法律

第八十八号)第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第六十三条の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

〔二〇へ 略〕

九 第九十九号第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イホ 略〕

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔十〇十九 略〕

二十 第九十九号第十一号ハに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

第八十八号)第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第六十三条の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

〔二〇へ 同上〕

九 「同上」

〔イホ 同上〕

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔十〇十九 同上〕

二十 「同上」

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔略〕

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(2) 略

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 略

イ 〔同上〕

〔1〕(5) 同上

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔1〕(2) 同上

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 同上

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 「略」

ハ 「略」

〔二十一〕二十五 略〕

二十六 第九十九条第十四号又は前条第十一号に該当する場合次に掲げる事項

イ 業務を開始した営業所又は事務所の名称

ロ 開始の年月日

二十七 第九十九条第十五号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 第六十六条の五十三第六号ロに該当することとなった場合にあっては、国内における代理人を定めていない者に該当した年月日

ロ 第六十六条の五十三第七号に該当することとなった場合にあっては、純財産額が令第十八条の四の十に定める金額に満たなくなつた年月日及び理由

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 「同上」

ハ 「同上」

〔二十一〕二十五 同上〕

「号を加える。」

「号を加える。」

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等(第三号において「届出者」という。)は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

「一〇十八 略」

十九 第九十九条第十五号に該当する場合(法第六十六条の五十三第七号に該当することとなった場合に限る。) 純財産額が令第十八条の四の十に定める金額に満たなくなった日の日計表及び純財産額を算出した書面

(電磁的記録)

第二百八条の二十一 法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

「一・二 略」

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 「同上」

「一〇十八 同上」

「号を加える。」

(電磁的記録)

第二百八条の二十一 法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

「一・二 同上」

3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

〔一〇三 略〕

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イホ 略〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 〔略〕

〔五〇十 略〕

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

〔一・二 同上〕

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 〔同上〕

〔イホ 同上〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 〔同上〕

〔五〇十 同上〕

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

〔1〕(5) 略〕

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に切り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔略〕

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる事項

〔1〕(2) 略〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十

十一 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔1〕(5) 同上〕

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に切り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔1〕(2) 同上〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十

六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由
〔4〕〔9〕 略

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 「略」
〔十二〕十八 略

2 「略」

(外国証券業者の引受業務に係る禁止行為)

第二百十七条 法第五十九条の六において準用する法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、引受業務（法第五十九条第一項に規定する引受業務をいう。）に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為とする。

(許可申請書の記載事項)

第二百十九条 法第六十条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、取引所取引（法第六十条第一項に規定する取引所取引

六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕〔9〕 同上
(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 「同上」
〔十二〕十八 同上

2 「同上」

(外国証券業者の引受業務に係る禁止行為)

第二百十七条 法第五十九条の六において準用する法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、引受業務（法第五十九条第一項に規定する引受業務をいう。）に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為とする。

(許可申請書の記載事項)

第二百十九条 法第六十条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、取引所取引（法第六十条第一項に規定する取引所取引

引をいう。以下同じ。）と同種類の取引に係る業務を開始した日とする。

（業務の内容及び方法）

第二百二十条 法第六十条の二第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇六 略」

七 取引所取引業務（法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいう。以下同じ。）として高速取引行為を行う場合には、次に掲げる事項

イ 取引戦略ごとに、当該取引戦略の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) 取引戦略の種類

(2) 高速取引行為に係る金融商品取引所等の名称又は商号

(3) 高速取引行為の対象とする有価証券又は市場デリバティブ取引の種類

ロ 高速取引行為に係る業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者の氏名及び役職名

ハ 高速取引行為に係る業務を管理する責任者の氏名及び役職名

ニ 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の概要、設置場所及び保守の方法

ホ 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置の内容

をいう。以下同じ。）と同種類の取引に係る業務を開始した日とする。

（業務の内容及び方法）

第二百二十条 「同上」

「一〇六 同上」

「号を加える。」

(許可申請書の添付書類)

第二百二十一条 法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 取引所取引業務の開始を決議した役員会等（役員会その他これに類する機関をいう。第二百三十二条の五第一号において同じ。）の議事録

〔二〇十 略〕

- 十一 取引所取引業務として高速取引行為を行う場合には、前条第七号ロ及びハに規定する者の履歴書

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百二十二条 法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

- 四 法第六十条の二第一項第五号に掲げる事項に変更があった場合（取引所取引店の名称に変更があった場合に限る。） 当該変更

(許可申請書の添付書類)

第二百二十一条 〔同上〕

- 一 取引所取引業務（法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいう。第九号、第二百二十三条及び第二百二十九条第一項において同じ。）の開始を決議した役員会等（役員会その他これに類する機関をいう。第二百三十二条の五第一号において同じ。）の議事録

〔二〇十 同上〕

〔号を加える。〕

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百二十二条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

- 四 法第六十条の二第一項第四号に掲げる事項に変更があった場合（取引所取引店の名称に変更があった場合に限る。） 当該変更

に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

五 法第六十条の二第一項第六号に掲げる事項に変更があつた場合
(その他事業を開始した場合に限る。) 当該その他事業の内容
を記載した書類

六 法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があつた場合
(国内に事務所その他の施設を設置した場合に限る。) 設置し
た国内の事務所その他の施設の組織及び人員配置を記載した書面
七 法第六十条の二第一項第九号に掲げる事項に変更があつた場合
次に掲げる書類
「イ・ロ 略」

(変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める
場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇十一 略」

十二 取引所取引業務として高速取引行為に係る業務を開始した場
合

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百二十四条 法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引
所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載
した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め
る書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

五 法第六十条の二第一項第五号に掲げる事項に変更があつた場合
(その他事業を開始した場合に限る。) 当該その他事業の内容
を記載した書類

六 法第六十条の二第一項第七号に掲げる事項に変更があつた場合
(国内に事務所その他の施設を設置した場合に限る。) 設置し
た国内の事務所その他の施設の組織及び人員配置を記載した書面
七 法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があつた場合
次に掲げる書類
「イ・ロ 同上」

(変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 「同上」

「一〇十一 同上」

「号を加える。」

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百二十四条 「同上」

一 第二百二十条各号に掲げるものに変更があつた場合 同条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類及び第二百二十一条第十一号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）

〔二〇十六 略〕

（高速取引行為に係る業務管理体制の整備）

第二百三十条の二 法第六十条の十三において準用する法第三十五条の三の規定により取引所取引許可業者（取引所取引業務として高速取引行為を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 高速取引行為に係る取引所取引業務を適確に遂行するための社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を整備し、当該社内規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の措置がとられていること。

二 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置がとられていること。

（高速取引行為者以外の者が行う高速取引行為に係る有価証券の売買等の委託を受ける行為に準ずるもの）

第二百三十条の三 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、第百十六条の四各号に掲げる行為とする。

一 前条各号に掲げる事項に変更があつた場合 同条各号に掲げる事項（内容に変更のある事項に限る。）を記載した書類

〔二〇十六 同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇八 略」

2 「略」

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百三十二条 法第六十条の十三において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一・二 略」

三 取引所取引業務に係る電子情報処理組織の管理が十分でないこと認められる状況(取引所取引業務として高速取引行為を行う取引所取引許可業者にあつては、法第六十六条の五十七第一号に規定する状況を含む。)

(許可申請書の記載事項)

第二百三十二条の三 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務を開始した日とする。

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇八 同上」

2 「同上」

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百三十二条 「同上」

「一・二 同上」

「号を加える。」

(許可申請書の記載事項)

第二百三十二条の三 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務を開始した日とする。

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百三十二条の七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第一項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇三 略」

四 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第五号に掲げる事項に変更があった場合(電子店頭デリバティブ取引等店の名称に変更があった場合に限る。) 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

五 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第六号に掲げる事項に変更があった場合(その他事業を開始した場合に限る。) 当該その他事業の内容を記載した書類

六 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合(国内に事務所その他の施設を設置した場合に限る。) 設置した国内の事務所その他の施設の組織及び人員配置を記載した書面

七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第九号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百三十二条の七 「同上」

「一〇三 同上」

四 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第四号に掲げる事項に変更があった場合(電子店頭デリバティブ取引等店の名称に変更があった場合に限る。) 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

五 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第五号に掲げる事項に変更があった場合(その他事業を開始した場合に限る。) 当該その他事業の内容を記載した書類

六 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第七号に掲げる事項に変更があった場合(国内に事務所その他の施設を設置した場合に限る。) 設置した国内の事務所その他の施設の組織及び人員配置を記載した書面

七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

「イ・ロ 同上」

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百三十二条の九 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 第二百三十二条の四各号に掲げるものに変更があった場合 同条各号に掲げるもの(内容に変更のあるもの)に記載した書類

〔二〕十六 略〕

(電子店頭デリバティブ取引等業務に係る禁止行為)

第二百三十二条の十六 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の十三において準用する法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕三 略〕

(適格機関投資家等特例業務に係る届出)

第二百三十六条 法第六十三条第二項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十号により作成した適格機関投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、特例業務届出管轄財務局長等(当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長(

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百三十二条の九 〔同上〕

- 一 前条各号に掲げる事項に変更があった場合 同条各号に掲げる事項(内容に変更のある事項)に限る。)に記載した書類

〔二〕十六 同上〕

(電子店頭デリバティブ取引等業務に係る禁止行為)

第二百三十二条の十六 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の十三において準用する法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕三 同上〕

(適格機関投資家等特例業務に係る届出)

第二百三十六条 法第六十三条第二項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十号により作成した適格機関投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、特例業務届出管轄財務局長等(当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長(

当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長をいう。第二百三十八条の四第一項、第二百三十九条第一項及び第三百四十八条第三項において同じ。)に提出しなければならない。

2 「略」

(特例業務届出者の廃業等の届出)

第二百四十二条 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 前条第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 法第二十九条の四第一項第三号(重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略〕

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の

当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長をいう。第二百三十八条の四第一項、第二百三十九条第一項及び第三百二十七条第三項において同じ。)に提出しなければならない。

2 「同上」

(特例業務届出者の廃業等の届出)

第二百四十二条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 「同上」

〔1〕(5) 同上〕

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の

二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

四 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

「イ」ホ 略

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

「五」九 略

2 「略」

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条 「略」

二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

四 「同上」

「イ」ホ 同上

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

「五」九 同上

2 「同上」

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条 「同上」

2 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

「一〜四 略」

五 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

「六・七 略」

3 「略」

（電磁的記録）

第二百六十一条 法第六十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

2 「同上」

「一〜四 同上」

五 「同上」

イ 「同上」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

「六・七 同上」

3 「同上」

（電磁的記録）

第二百六十一条 法第六十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスク

一 日本工業規格 X 六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本工業規格 X 〇六〇六及び X 六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

〔一・二 略〕

3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

(事故の確認を要しない場合)

第二百七十七条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇七 略〕

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

〔イ・ロ 略〕

ハ ロの支払が事故による損失の全部又は一部を補填するために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、

スクとする。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

〔一・二 同上〕

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格 X 六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

〔一・二 同上〕

(事故の確認を要しない場合)

第二百七十七条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

〔イ・ロ 同上〕

ハ ロの支払が事故による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、

確認したことを証する書面が金融商品仲介業者及び当該金融商品仲介業者の所属金融商品取引業者等に交付されていること。

九 事故による損失について、所属金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合（前各号に掲げる場合を除く。）

イ 「略」

ロ イの支払が事故による損失を補填するために行われるものであることが、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会（金融商品取引業協会により任命された複数の委員（事故に係る所属金融商品取引業者等、金融商品仲介業者及び顧客と特別の利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。）により構成されるものをいう。）において調査され、確認されていること。

〔十・十一 略〕

2 「略」

3 所属金融商品取引業者等は、第一項第九号から第十一号までに掲げる場合において、法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百七十九条各号に掲げる事項を、当該

、確認したことを証する書面が金融商品仲介業者及び当該金融商品仲介業者の所属金融商品取引業者等に交付されていること。

九 事故による損失について、所属金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合（前各号に掲げる場合を除く。）

イ 「同上」

ロ イの支払が事故による損失を補てんするために行われるものであることが、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会（金融商品取引業協会により任命された複数の委員（事故に係る所属金融商品取引業者等、金融商品仲介業者及び顧客と特別の利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。）により構成されるものをいう。）において調査され、確認されていること。

〔十・十一 同上〕

2 「同上」

3 所属金融商品取引業者等は、第一項第九号から第十一号までに掲げる場合において、法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百七十九条各号に掲げる事項を、当該

申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した金融商品仲介業者の本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長。第二百七十八条において同じ。）に報告しなければならない。

（損失補填の禁止の適用除外）

第二百七十七条の二 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める投資信託は、第一百十九条の二に定める投資信託とする。

（事故の確認の申請）

第二百七十八条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第七項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、当該確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

第二百七十九条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した金融商品仲介業者の本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長。次条において同じ。）に報告しなければならない。

「条を加える。」

（事故の確認の申請）

第二百七十八条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第五項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、当該確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

第二百七十九条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

【一・二 略】

三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

【イ〜ハ 略】

ニ 補填に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ 【略】

四 【略】

(確認申請書の添付書類)

第二百八十条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第

七項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第七項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

(登録事項の変更等の届出)

第二百九十二条 【略】

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

【一〜四 略】

【一・二 同上】

三 【同上】

【イ〜ハ 同上】

ニ 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ 【同上】

四 【同上】

(確認申請書の添付書類)

第二百八十条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第

五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

(登録事項の変更等の届出)

第二百九十二条 【同上】

2 【同上】

【一〜四 同上】

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又は下に該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

「六・七 略」

3 「略」

（電磁的記録）

第三百一条 法第六十六条の二十八第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

五 「同上」

イ 「同上」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

「六・七 同上」

3 「同上」

（電磁的記録）

第三百一条 法第六十六条の二十八第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

〔一・二 略〕

3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

(業務管理体制の整備)

第三百六条 法第六十六条の三十三第一項の規定により信用格付業者が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

〔一〇六 略〕

七 信用格付業に係る利益相反を防止するための次に掲げる措置がとられていること。

イ 信用格付行為のうち利益相反又はそのおそれのある行為（以下この章において「特定行為」という。）を適切な方法により特定し、当該行為が投資者の利益を害しないことを確保するための措置（次に掲げる措置を含む。以下この章において「利益相反回避措置」という。）

〔(1)・(2) 略〕

(3) 信用格付業者と格付関係者との間で利益相反のおそれのある次に掲げる場合において、当該格付関係者が利害を有する

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

〔一・二 同上〕

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

〔一・二 同上〕

(業務管理体制の整備)

第三百六条 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

七 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 〔同上〕

事項を対象とする信用格付の付与において、投資者の利益を害しないことを確保するための措置

(i) 「略」

(ii) 信用格付業者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権（第十五条の二に規定するものを除く。）を保有している者が格付関係者である場合

〔(iii)・(iv) 略〕

〔(4)・(5) 略〕

ロ 「略」

〔八〇十七 略〕

〔二〇八 略〕

第五章 高速取引行為者

第一節 総則

（登録の申請）

第三百二十六条 法第六十六条の五十の登録を受けようとする者は、別紙様式第二十九号により作成した法第六十六条の五十一第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し及び同条第二項又は第三項の規定により当該登録申請書に添付すべき書類又は電磁的記録を添付して、その者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）

(i) 「同上」

(ii) 信用格付業者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権（第十六条に規定するものを除く。）を保有している者が格付関係者である場合

〔(iii)・(iv) 同上〕

〔(4)・(5) 同上〕

ロ 「同上」

〔八〇十七 同上〕

〔二〇八 同上〕

〔章を加える。〕

に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書は、別紙様式第二十九号に準じて英語で作成することができる。

3 第一項の登録申請書に添付すべき書類は、英語で記載することができる。

(登録申請書の記載事項)

第二百二十七条 法第六十六条の五十一第一項第七号に規定する内閣

府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 外国法人であつて国内における代表者を定めていない者又は外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称
- 二 外国法人又は外国に住所を有する個人であるときは、国内における主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

(業務の内容及び方法)

第二百二十八条 法第六十六条の五十一第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 業務運営に関する基本原則
- 二 業務執行の方法
- 三 業務分掌の方法
- 四 取引戦略ごとに、当該取引戦略の概要（次に掲げる事項を含む）。

イ 取引戦略の類型

- ロ 高速取引行為に係る金融商品取引所等の名称又は商号
- ハ 高速取引行為の対象とする有価証券又は市場デリバティブ取引の種類
- 五 高速取引行為に係る業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者の氏名及び役職名
- 六 高速取引行為に係る業務を管理する責任者の氏名及び役職名
- 七 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の概要、設置場所及び保守の方法
- 八 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置の内容

(登録申請書の添付書類)

第三百二十九条 法第六十六条の五十一第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- 二 法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
 - ロ 役員（登録申請者が外国法人であつて国内における代表者を定めていない者であるときは、国内における代理人を含む。以下ロ及びハにおいて同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

-
- ハ 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第六十六条の五十一第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
 - ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
 - ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
 - ヘ 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）
- 三 個人であるときは、次に掲げる書類
- イ 登録申請者の履歴書
 - ロ 登録申請者（登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人を含む。ハにおいて同じ。）の住民票の抄本（国内における代理人が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
 - ハ 登録申請者の婚姻前の氏名を当該登録申請者の氏名に併せて法第六十六条の五十一第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
 - ニ 登録申請者が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
 - ホ 別紙様式第一号の二により作成した書面
-

四 前条第五号及び第六号に規定する者の履歴書

五 純財産額を算出した書面

2 前項第二号へに掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表（関連する注記を含む。）が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書（関連する注記を含む。）について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（次条に定めるものに限る。）を添付することができる。

（電磁的記録）

第三百三十条 法第六十六条の五十一第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない

ない。

一 登録申請者の商号又は名称

二 申請年月日

(高速取引行為者登録簿の縦覧)

第三百三十一条 管轄財務局長等は、その登録をした高速取引行為者に係る高速取引行為者登録簿を当該高速取引行為者の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(人的構成の審査基準)

第三百三十二条 法第六十六条の五十三第三号に規定する高速取引行為に係る業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運

営に不適切な資質を有する者があることにより、高速取引行為に係る業務の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

(純財産額の算出)

第三百三十三条 法第六十六条の五十三第七号の規定により算出する純財産額は、第十四条の規定に準じて計算しなければならない。

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百三十四条 法第六十六条の五十四第一項の規定により届出を行う高速取引行為者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

- 一 法第六十六条の五十一第一項第一号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類
- イ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書（個人であるときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面
- ロ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十九号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは

-
- 、当該婚姻前の氏名を証する書面
- 二 法第六十六条の五十一第一項第二号又は第四号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
- 三 法第六十六条の五十一第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類
- イ 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- ロ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
- ハ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類
- (1) 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
- (2) 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- (3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十九号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
- (4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- (5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからイまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
-

-
- 四 第三百二十七条第一号に掲げる事項について変更があった場合
新たに国内における代理人となった者に係る次に掲げる書類
- イ 住民票の抄本（国内における代理人が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- ロ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十九号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
- 2 前項の届出書及び同項各号に定める書類は、英語で記載することができる。
- 3 第一項の書面は、別紙様式第二十九号に準じて英語で作成することができる。
- 4 所管金融庁長官等は、高速取引行為者から管轄財務局長等の管轄する区域を超えて本店等の所在地を変更したことの届出を受理した場合には、届出書及び高速取引行為者登録簿のうち当該高速取引行為に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に送付し、又は送付させるものとする。
- 5 前項の規定による書類の送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長は、当該高速取引行為に係る事項を高速取引行為者登録簿に登
-

録するものとする。

(業務の内容又は方法の変更の届出)

第三百三十五条 法第六十六条の五十四第三項の規定により届出を行う高速取引行為者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第三百二十八条各号に掲げるもの(内容に変更のあるものに限る。)を記載した書類及び第三百二十九条第一項第四号に掲げる書類(内容に変更のあるものに限る。)を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2 前項の届出書及び書類は、英語で記載することができる。

第二節 業務

(業務管理体制の整備)

第三百三十六条 法第六十六条の五十五の規定により高速取引行為者が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 高速取引行為に係る業務を適確に遂行するための社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。)を整備し、当該社内規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の措置がとられていること。

二 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置がとられていること。

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第三百三十七条 法第六十六条の五十七第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

- 一 その取り扱う法人関係情報に関する管理について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
- 二 取引所金融商品市場における上場金融商品等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものを形成させるべき当該上場金融商品等に係る買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等をする行爲を防止するための売買管理が十分でないとして認められる状況

第三節 経理

(業務に関する帳簿書類)

第三百三十八条 法第六十六条の五十八の規定により高速取引行爲者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 高速取引行爲のうち次に掲げるものに係る業務を行う者であるときは、注文伝票及び取引日記帳

-
- イ 法第二条第四十一項第一号に掲げる行為
 - ロ 法第二条第四十一項第二号に掲げる行為
 - ハ 令第一条の二十二第二号に掲げる行為（法第二条第四十一項第一号に掲げる行為を行わせることとなる金銭その他の財産の運用に係るものを除く。）
 - ニ 高速取引行為のうち次に掲げるものに係る業務を行う者であるときは、運用明細書及び発注伝票
 - イ 令第一条の二十二第一号に掲げる行為
 - ロ 令第一条の二十二第二号に掲げる行為（法第二条第四十一項第一号に掲げる行為を行わせることとなる金銭その他の財産の運用に係るものに限る。）
- 2 前項各号に掲げる帳簿書類は、英語で記載することができる。
- 3 第一項各号の規定にかかわらず、外国法人又は外国に住所を有する個人である高速取引行為者は、外国の法令に基づいて作成される書類であつて同項各号に掲げる帳簿書類に類するもの（以下この条において「外国帳簿書類」といい、外国帳簿書類が外国語で作成される場合にあつては、次に掲げる書類（次項において「外国帳簿書類等」という。）をもつて、第一項各号に掲げる帳簿書類に代えることができる。
- 一 外国帳簿書類
 - 二 外国帳簿書類の様式の訳文
- 4 第一項各号に掲げる帳簿書類及び外国帳簿書類等は、同項第一号の注文伝票及び同項第二号の発注伝票並びにこれらに類する外国帳
-

簿書類等にあつては、その作成の日から七年間、同項第一号の取引日記帳及び同項第二号の運用明細書並びにこれらに類する外国帳簿書類等にあつては、その作成の日から十年間保存しなければならない。

5 第五百五十八条第一項（第二号を除く。）、第二項（第三号及び第四号を除く。）、及び第三項（第四号及び第六号を除く。）、並びに第五百五十九条第一項（第二号を除く。）、及び第二項（第七号及び第九号を除く。）の規定は高速取引行為者が第一項第一号に規定する行為に関し同号の注文伝票及び取引日記帳を作成する場合について、第七十条第一項及び第二項並びに第七十一条第一項、第二項（第二号、第四号及び第五号を除く。）、及び第三項（第五号を除く。）の規定は高速取引行為者が第一項第二号に規定する行為に関し同号の運用明細書及び発注伝票を作成する場合について、それぞれ準用する。

6 前項の規定によるもののほか、第一項第一号の注文伝票及び同項第二号の発注伝票並びにこれらに類する外国帳簿書類には、注文に関し金融商品取引所等が通知した次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 タイムスタンプ（当該金融商品取引所等が当該注文の受付をした時刻をいう。）

二 注文受付番号（当該金融商品取引所等が当該注文を識別するための番号、記号その他の符号をいう。）

7 第五項の規定によるもののほか、第一項各号に掲げる帳簿書類及

び外国帳簿書類は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

- 一 第一項第一号の注文伝票及び同項第二号の発注伝票並びにこれらに類する外国帳簿書類については、注文を作成するために用いたプログラムの内容を確認することができるようにすること。
- 二 注文に関し金融商品取引等が定める方式によることその他の第一項各号に掲げる帳簿書類及び外国帳簿書類に記載すべき事項を容易に検索することができるように体系的に構成する方式によること。

(事業報告書)

第三百三十九条 法第六十六条の五十九の規定により高速取引行為者が提出する事業報告書は、別紙様式第三十号により作成しなければならない。

- 2 前項の事業報告書は、別紙様式第三十号に準じて英語で作成することができる。
- 3 高速取引行為者（会社に限る。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。
- 4 高速取引行為者（会社を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業報告書の提出期限の承認の手続等)

第三百四十条 外国法人又は外国に住所を有する個人である高速取引行為者(以下この条において「外国法人等である高速取引行為者」という。)は、令第十八条の四の十一ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 三 事業報告書の提出に關し当該承認を受けようとする期間
 - 四 事業報告書に係る事業年度終了の日
 - 五 事業報告書の提出に關し当該承認を必要とする理由
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又はこれに代わる書面
 - 二 当該承認申請書に記載された外国法人等である高速取引行為者の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面
 - 三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に關する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の關係条文
- 3 所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、外国法人等である高速取引行為者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することが

できないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人等である高速取引行為者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類は、英語で記載することができる。

第四節 監督

（開始等の届出を行う場合）

第三百四十一条 法第六十六条の六十第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ又は第六十六条の五十三第五号ロ若しくはハ、第六号イ若しくはロ若しくは第七号に該当することとなった場合

二 役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、主たる営業所又は事務所の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てが行われた事実を知った場合を含む。）

四 定款（これに準ずるものを含む。第三百四十三条第一項第六号において同じ。）を変更した場合

五 役員に法令等に反する行為（高速取引行為に係る業務又はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあつては、当該高速取引行為者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。次号並びに次条第一項第八号及び第九号において「事故等」という。）があつたことを知った場合

六 前号の事故等の詳細が判明した場合

七 訴訟若しくは調停（高速取引行為に係る業務又はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあつては、当該高速取引行為者の

業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。)の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が
終結した場合

八 外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合(法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。)

(届出書に記載すべき事項)

第三百四十二条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 法第六十六条の六十第一号に該当する場合 次に掲げる事項
イ 業務を開始し、休止し、又は再開した営業所又は事務所の名称
- ロ 開始の年月日、休止の期間及び理由又は再開の年月日及び理由
- 二 法第六十六条の六十第二号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項
イ 他の法人と合併した場合にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 合併の相手方の商号又は名称
 - (2) 合併の年月日及び理由
 - (3) 合併の方法

-
- ロ 分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継した場合に
あつては、次に掲げる事項
- (1) 分割の相手方の商号又は名称
 - (2) 分割の年月日及び理由
 - (3) 承継した事業の内容
- ハ 他の法人から事業の全部又は一部を譲り受けた場合にあつて
は、次に掲げる事項
- (1) 譲受けの相手方の商号又は名称
 - (2) 譲り受けた年月日及び理由
 - (3) 譲り受けた事業の内容
- 三 法第六十六条の六十第三号に該当する場合 破産手続開始、再
生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日及び理由
- 四 前条第一号に該当する場合 次のイからトまでに掲げる場合の
区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項
- イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相
当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当すること
となつた場合にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 法に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者
が当該外国において受けている同種類の登録等又は法に相当
する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国
において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三
第一項の規定による届出と同種類の届出の内容
- (2) 当該登録等又は届出の年月日

-
- (3) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日及び理由
 - (4) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた業務の内容
 - ロ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 違反した法令の規定
 - (2) 刑の確定した年月日及び罰金の額
 - ハ 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第五号ロに該当することとなった場合にあつては、資本金の額又は出資の総額が令第十八条の四の九第一項に定める金額に満たなくなった年月日及び理由
 - ニ 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第五号ハに該当することとなった場合にあつては、国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者に該当した年月日
 - ホ 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イに該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 該当することとなった者の氏名
 - (2) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日
 - (3) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月
-

日

(4) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

へ 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号ロに該当することとなった場合にあつては、国内における代理人を定めていない者に該当した年月日

ト 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第七号に該当することとなった場合にあつては、純財産額が令第十八条の四の十に定める金額に満たなくなった年月日及び理由

五 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからイまでのいずれかに該当することとなった役員の名又は名称

ロ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

ハ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

ニ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

ホ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

ヘ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

由

- ト 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由
- 六 前条第三号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日及び理由
 - ロ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った者の商号、名称又は氏名
- 七 前条第四号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 変更の内容及び理由
 - ロ 変更の年月日
- 八 前条第五号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 事故等が発生した営業所又は事務所の名称
 - ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
 - ハ 事故等の概要
- 九 前条第六号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 事故等が発生した営業所又は事務所の名称
 - ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
 - ハ 事故等の詳細
- ニ 社内処分を行った場合はその内容
- 十 前条第七号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 訴訟又は調停の当事者となった場合にあつては、次に掲げる事項

- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
- (3) 管轄裁判所名
- (4) 事件の内容

ロ 訴訟又は調停が終了した場合にあつては、次に掲げる事項

- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 訴訟又は調停が終了した年月日
- (3) 判決又は和解の内容

十一 前条第八号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 不利益処分の内容

ロ 不利益処分を受けた年月日及び理由

2 前項の届出書は、英語で記載することができる。

(届出書に添付すべき書類)

第三百四十三条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、前条第一項の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 法第六十六条の六十第二号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類
- イ 他の法人と合併した場合にあつては、次に掲げる書類

-
- (1) 合併契約の内容及び合併の手續を記載した書面
 - (2) 当事者の最近の貸借対照表（関連する注記を含む。ロ(2)及びハ(2)において同じ。）
 - (3) 合併後の純財産額を記載した書面
- ロ 分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継した場合にあつては、次に掲げる書類
- (1) 吸収分割契約の内容及び分割の手續を記載した書面
 - (2) 当事者の最近の貸借対照表
 - (3) 分割後の純財産額を記載した書面
- ハ 他の法人から事業の全部又は一部を譲り受けた場合にあつては、次に掲げる書類
- (1) 事業の譲受けの契約の内容及び事業の譲受けの手續を記載した書面
 - (2) 当事者の最近の貸借対照表
 - (3) 事業の譲受け後の純財産額を記載した書面
- 二 法第六十六条の六十第三号に該当する場合 次に掲げる書類
- イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し
- ロ 最近の日計表
- 三 第三百四十一条第一号に該当する場合 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる書類
- イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当すること
-

となった場合にあつては、次に掲げる書類

- (1) 取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面
- (2) 当該外国の法令及びその訳文
- ロ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
- ハ 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第五号ロに該当することとなった場合にあつては、登記事項証明書又はこれに代わる書面
- ニ 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イに該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類
- (1) 当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面
- (2) 当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面
- (3) 当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
- (4) 当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又

はホに該当することとなった場合において、外国において取り消され、又は命ぜられたときにあつては、取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

ホ 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第七号に該当することとなった場合にあつては、純財産額が令第十八条の四の十に定める金額に満たなくなつた日の日計表及び純財産額を算出した書面

四 第三百四十一条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなつた場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

ハ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなつた場合において、外国において取り消され、又は命ぜられたときにあつては、取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の

法令及びその訳文

- 五 第三百四十一条第三号に該当する場合 最近の日計表
- 六 第三百四十一条第四号に該当する場合 変更後の定款
- 七 第三百四十一条第八号に該当する場合 当該不利益処分を規定する外国の法令及びその訳文

2 前項各号に定める書類は、英語で記載することができる。

(廃業等の届出)

- 第三百四十四条 法第六十六条の六十一第一項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。
- 一 法第六十六条の六十一第一項第一号に該当する場合 その旨及び死亡の年月日
 - 二 法第六十六条の六十一第一項第二号に該当する場合 廃止の年月日及び理由
 - 三 法第六十六条の六十一第一項第三号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 合併の相手方の商号又は名称
 - ロ 合併の年月日及び理由
 - ハ 合併の方法
 - 四 法第六十六条の六十一第一項第四号に該当する場合 次に掲げる事項
-

-
- イ 破産手続開始の申立てを行った年月日
 - ロ 破産手続開始の決定を受けた年月日
 - 五 法第六十六条の六十一第一項第五号に該当する場合 解散の年月日及び理由
 - 六 法第六十六条の六十一第一項第六号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 承継先の商号又は名称
 - ロ 分割の年月日及び理由
 - 七 法第六十六条の六十一第一項第七号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 譲渡先の商号、名称又は氏名
 - ロ 譲渡の年月日及び理由
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 法第六十六条の六十一第一項第一号又は第二号に該当する場合 最近の日計表
 - 二 法第六十六条の六十一第一項第三号に該当する場合 合併契約の内容及び合併の手續を記載した書面
 - 三 法第六十六条の六十一第一項第四号に該当する場合 破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面
 - 四 法第六十六条の六十一第一項第六号に該当する場合 新設分割計画又は吸収分割契約の内容及び分割の手續を記載した書面
-

五 法第六十六条の六十一第一項第七号に該当する場合 事業譲渡契約の内容を記載した書面

3 第一項の届出書及び前項各号に定める書類は、英語で記載することができる。

(所在不明者の公告)

第三百四十五条 法第六十六条の六十三第三項の規定による公告は、官報により行うものとする。

(監督処分公告)

第三百四十六条 法第六十六条の六十五の規定による公告は、官報により行うものとする。

第六章 「略」

(参考人等に支給する旅費その他の費用)

第三百四十七条 「略」

(申請書等の提出先等)

第三百四十八条 「略」

2 法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条又は第六十六条の五十の登録を受けようとする者が第五条、第四十三条、第二百五十七条又は第三百二十六条第一項の登録申請書を財務局長又は福岡財務

第五章 「同上」

(参考人等に支給する旅費その他の費用)

第三百二十六条 「同上」

(申請書等の提出先等)

第三百二十七条 「同上」

2 法第二十九条、第三十三条の二又は第六十六条の登録を受けようとする者が第五条、第四十三条又は第二百五十七条の登録申請書を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当

支局長に提出しようとする場合において、当該登録を受けようとする者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該登録を受けようとする者は、当該登録申請書及びその写し一通並びに第五条、第四十三条、第二百五十七條又は同項の添付書類一部を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を經由して提出しなければならない。

3 金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者又は高速取引行為者が申請書、届出書その他法、令又はこの府令に規定する書類（法第六十四条第三項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録申請書並びに第二百五十二条、第二百五十三条及び第二百九十二条の規定による届出書を除く。）を管轄財務局長等又は特例業務届出管轄財務局長等に提出しようとする場合において、当該金融商品取引業者等の本店等の所在地、当該取引所取引許可業者の国内における代表者の住所、当該特例業務届出者の本店等の所在地、当該金融商品仲介業者の本店等の所在地又は当該高速取引行為者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該金融商品取引業者等、当該取引所取引許可業者、当該特例業務届出者、当該金融商品仲介業者又は当該高速取引行為者は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を經由して提出しなければならない。

4 第三十一条の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）の取締役又は執行役（外国法

該登録を受けようとする者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該登録を受けようとする者は、当該登録申請書及びその写し一通並びに第五条、第四十三条又は第二百五十七條の添付書類一部を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を經由して提出しなければならない。

3 金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、特例業務届出者又は金融商品仲介業者が申請書、届出書その他法、令又はこの府令に規定する書類（法第六十四条第三項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録申請書並びに第二百五十二条、第二百五十三条及び第二百九十二条の規定による届出書を除く。）を管轄財務局長等又は特例業務届出管轄財務局長等に提出しようとする場合において、当該金融商品取引業者等の本店等の所在地、当該取引所取引許可業者の国内における代表者の住所、当該特例業務届出者の本店等の所在地又は当該金融商品仲介業者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該金融商品取引業者等、当該取引所取引許可業者、当該特例業務届出者又は金融商品仲介業者は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を經由して提出しなければならない。

4 第三十一条の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）の取締役又は執行役（外国法

人にあつては、国内における代表者又は取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずるもの（金融商品取引業に係る職務を行う者に限る。）が提出をする届出書並びに第二百四条、第二百四十一条、第二百四十三条、第二百八十六条及び第三百四十四条に規定する届出書の提出先については、前項に定めるところに準ずるものとする。

（情報通信の技術を利用する方法により提出することができる書類等）

第三百四十九条 「略」

（標準処理期間）

第三百五十条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承認、許可又は確認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条、第六十六条の二、第十七及び第六十六条の五十の登録、法第三十条第一項の認可並びに法第六十条第一項及び第六十条の十四第一項の許可 二月

二 法第三十一条第四項の変更登録、同条第六項の認可、法第五十九條第一項の許可、法第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十九条の四第二項並びに令第十五条の十三第三号の承認並びに法第三十九条第三項ただし書

人にあつては、国内における代表者又は取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずるもの（金融商品取引業に係る職務を行う者に限る。）が提出をする届出書及び第二百四条、第二百四十一条、第二百四十三条又は第二百八十六条に規定する届出書の提出先については、前項に定めるところに準ずるものとする。

（情報通信の技術を利用する方法により提出することができる書類等）

第三百二十八条 「同上」

（標準処理期間）

第三百二十九条 「同上」

一 法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条及び第六十六条の二、二十七の登録、第三十条第一項の認可並びに第六十条第一項及び第六十条の十四第一項の許可 二月

二 法第三十一条第四項の変更登録、同条第六項の認可、第五十九條第一項の許可、第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書、同条第二項ただし書、第四十九条の四第二項及び令第十五条の十三第三号の承認並びに法第三十九条第三項ただし書（法第

2

〔略〕

書（法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の
一月 確認

2

〔同上〕

六十六条の十五において準用する場合を含む。）の
確認 一月

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二條第一項関係）

（日本工業規格 A 4）
（第 1 面）

[略]

（第 2 面）

| * 登 録 番 号 | 財務（支）局長（金商）第 号 （年 月 日） | |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------|
| * 金 融 商 品 取 引 法 第 30 条 第 1 項 の 認 可 | 認 可 の 有 無 | 認 可 年 月 日 |
| [1～12 略] | | |
| <u>13</u> 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合（14の場合を除く。）にあっては、その旨 | （第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う旨） | |
| <u>14</u> 第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行うときにあっては、その旨 | （第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う旨） | |
| <u>15</u> 13又は14の場合のほか、高速取引行為を行う場合にあっては、その旨 | （13又は14の場合のほか、高速取引行為を行う旨） | |
| <u>16</u> [略] | | |
| <u>17</u> [略] | | |
| <u>18</u> [略] | | |
| <u>19</u> [略] | | |
| <u>20</u> [略] | | |
| <u>21</u> [略] | | |
| <u>22</u> 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称 | （国内における代理人の氏名、商号又は名称） | |

（注意事項）

[1・2 略]

3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄

[(1)・(2) 略]

(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（ ）書きで併せて記載することができる（「22 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二條第一項関係）

（日本工業規格 A 4）
（第 1 面）

[同左]

（第 2 面）

| * 登 録 番 号 | 財務（支）局長（金商）第 号 （年 月 日） | |
|---------------------------------------|---------------------------|-----------|
| * 金 融 商 品 取 引 法 第 30 条 第 1 項 の 認 可 | 認 可 の 有 無 | 認 可 年 月 日 |
| [1～12 同左] | | |
| [項を加える。] | | |
| [項を加える。] | | |
| [項を加える。] | | |
| <u>13</u> [同左] | | |
| <u>14</u> [同左] | | |
| <u>15</u> [同左] | | |
| <u>16</u> [同左] | | |
| <u>17</u> [同左] | | |
| <u>18</u> [同左] | | |
| [項を加える。] | | |

（注意事項）

[1・2 同左]

3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄

[(1)・(2) 同左]

(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、「3 氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。)

- (4) 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を()書きで併せて記載することができる。(「22 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。)

4 [略]

[(第3面) ~ (第11面) 略]

- (4) 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「3 氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。

4 [同左]

[(第3面) ~ (第11面) 同左]

別紙様式第一号の二 (第九条、第三百二十九条第一項関係)

(日本工業規格 A 4)

[様式を加える。]

(1) 貸借対照表
年 月 日現在

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-------|----|------|----|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 現金・預金 | | 借入金 | |
| 前払金 | | 前受金 | |
| 前払費用 | | 前受収益 | |
| 未収入金 | | 未払金 | |
| 未収収益 | | 未払費用 | |
| 有価証券 | | その他 | |
| 建物 | | | |
| 器具・備品 | | | |
| 土地 | | | |
| その他 | | | |
| | | | |
| | | 事業主借 | |
| 事業主貸 | | 元入金 | |
| 合計 | | 合計 | |

(2) 損益計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

| 科目 | 金額 |
|---------|----|
| 収入金額 | 千円 |
| 手数料 | |
| 受取利息 | |
| 有価証券売却益 | |
| その他 | |
| 経費 | |
| 給料・賃金 | |
| 租税公課 | |
| 通信交通費 | |

| | |
|---------------|--|
| 調査研究費 | |
| 広告宣伝費 | |
| 地代・家賃 | |
| その他 | |
| 差引金額（収入金額－経費） | |

別紙様式第八号（第三十六条関係）

（日本工業規格A4）

対象議決権保有届出書

年 月 日

財務（支）局長 殿

商号、名称又は氏名

印

所在地、住所又は居所

届出義務発生日 年 月 日

金融商品取引法第32条第1項の規定により、対象議決権保有届出書を提出します。

[1・2 略]

(注意事項)

1 [略]

2 個別事項

[(1)・(2) 略]

(3) 提出者に関する事項

[イ～ニ 略]

ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には法第29条の4第5項第1号の規定により保有しているのみならず、議決権の数も含めて記載すること。

3 [略]

別紙様式第八号（第三十六条関係）

（日本工業規格A4）

対象議決権保有届出書

年 月 日

財務（支）局長 殿

商号、名称又は氏名

印

所在地、住所又は居所

届出義務発生日 年 月 日

金融商品取引法第32条第1項の規定により、対象議決権保有届出書を提出します。

[1・2 同左]

(注意事項)

1 [同左]

2 個別事項

[(1)・(2) 同左]

(3) 提出者に関する事項

[イ～ニ 同左]

ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には法第29条の4第4項第1号の規定により保有しているのみならず、議決権の数も含めて記載すること。

3 [同左]

別紙様式第八号の二（第三十八条の二関係）

（日本工業規格A4）

特定主要株主となった旨の届出書

年 月 日

財務（支）局長 殿

商号、名称又は氏名

印

所在地、住所又は居所

届出義務発生日 年 月 日

金融商品取引法第32条第3項の規定により、特定主要株主となった旨の届出書を提出します。

[1・2 略]

(注意事項)

1 [略]

2 個別事項

[(1)・(2) 略]

(3) 提出者に関する事項

[イ～ニ 略]

ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には法第32条第5項において準用する法第29条の4第5項第1号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

別紙様式第八号の二（第三十八条の二関係）

（日本工業規格A4）

特定主要株主となった旨の届出書

年 月 日

財務（支）局長 殿

商号、名称又は氏名

印

所在地、住所又は居所

届出義務発生日 年 月 日

金融商品取引法第32条第3項の規定により、特定主要株主となった旨の届出書を提出します。

[1・2 同左]

(注意事項)

1 [同左]

2 個別事項

[(1)・(2) 同左]

(3) 提出者に関する事項

[イ～ニ 同左]

ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には法第32条第5項において準用する法第29条の4第4項第1号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

別紙様式第八号の三（第三十八条の五関係）

（日本工業規格A4）

特定主要株主以外の主要株主となった旨の届出書

年 月 日

財務（支）局長 殿

商号、名称又は氏名

印

所在地、住所又は居所

届出義務発生日 年 月 日

金融商品取引法第32条の3第2項の規定により、特定主要株主以外の主要株主となった旨の届出書を提出します。

[1・2 略]

(注意事項)

1 [略]

2 個別事項

[(1)・(2) 略]

(3) 提出者に関する事項

[イ～ニ 略]

ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には法第29条の4第5項第1号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

別紙様式第八号の三（第三十八条の五関係）

（日本工業規格A4）

特定主要株主以外の主要株主となった旨の届出書

年 月 日

財務（支）局長 殿

商号、名称又は氏名

印

所在地、住所又は居所

届出義務発生日 年 月 日

金融商品取引法第32条の3第2項の規定により、特定主要株主以外の主要株主となった旨の届出書を提出します。

[1・2 同左]

(注意事項)

1 [同左]

2 個別事項

[(1)・(2) 同左]

(3) 提出者に関する事項

[イ～ニ 同左]

ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には法第29条の4第4項第1号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本工業規格A4）
（第1面）

[略]

（第2面）

| * 登 録 番 号 | 財務（支）局長（登金）第 号 （ 年 月 日） |
|--------------------------------------------------|-----------------------------|
| [1～6 略] | |
| <u>7</u> 登録金融機関業務として高速取引 行為を行う場合にあっては、その 旨 | （登録金融機関業務として高速取引行為を行う 旨） |
| <u>8</u> 7の場合のほか、高速取引行為を 行う場合にあっては、その旨 | （7の場合のほか、高速取引行為を行う旨） |
| <u>9</u> [略] | |
| <u>10</u> [略] | |
| <u>11</u> [略] | |
| <u>12</u> [略] | |
| <u>13</u> [略] | |
| <u>14</u> [略] | |
| <u>15</u> [略] | |
| <u>16</u> [略] | |

（注意事項）

[1・2 略]

[（第3面）～（第11面） 略]

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本工業規格A4）
（第1面）

[同左]

（第2面）

| * 登 録 番 号 | 財務（支）局長（登金）第 号 （ 年 月 日） |
|----------------|----------------------------|
| [1～6 同左] | |
| [項を加える。] | |
| [項を加える。] | |
| <u>7</u> [同左] | |
| <u>8</u> [同左] | |
| <u>9</u> [同左] | |
| <u>10</u> [同左] | |
| <u>11</u> [同左] | |
| <u>12</u> [同左] | |
| <u>13</u> [同左] | |
| <u>14</u> [同左] | |

（注意事項）

[1・2 同左]

[（第3面）～（第11面） 同左]

第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで] 年 月 日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

(注意事項)

事業報告書を書面で提出する場合には、代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。

1 業務の状況

[(1)~(6) 略]

(7) 役員及び使用人の状況

[①・② 略]

③ 国内における代理人の状況

| |
|-----------|
| 氏名、商号又は名称 |
| |

[(8)・(9) 略]

(注意事項)

1 業務の状況

[(1)~(6) 略]

(7) 役員及び使用人の状況

[①・② 略]

③ 国内における代理人の状況

金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人について記載すること。

[(8)・(9) 略]

(10) 業務の状況

当期における第一種金融商品取引業の状況（電子募集取扱業務に係るものを除く。）について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

① 有価証券の売買の状況

[表略]

(注意事項)

[1~4 略]

5 「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号）第12条第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載する

第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで] 年 月 日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

(注意事項)

事業報告書を書面で提出する場合には、代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。

1 業務の状況

[(1)~(6) 同左]

(7) 役員及び使用人の状況

[①・② 同左]

[加える。]

[(8)・(9) 同左]

(注意事項)

1 業務の状況

[(1)~(6) 同左]

(7) 役員及び使用人の状況

[①・② 同左]

[加える。]

[(8)・(9) 同左]

(10) 業務の状況

当期における第一種金融商品取引業の状況（電子募集取扱業務に係るものを除く。）について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

① 有価証券の売買の状況

[同左]

(注意事項)

[1~4 同左]

5 「うち上場証券投資信託」の欄には、証券投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

こと。

[②～⑦ 略]

[(10-2)～(25) 略]

(26) 高速取引行為に係る業務の状況

金融商品取引業として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

① 有価証券の売買の状況

(単位：千株、百万円)

| 取引戦略の名称 | | | | | | | |
|---------|-------|-------|------------|-----|-----|-----|-----|
| 取引戦略の類型 | | | | | | | |
| 株 | 株 | 市場内取引 | 立会取引 | () | () | () | () |
| | | | 立会外取引 | () | () | () | () |
| | 数 | 市場外取引 | 私設取引システム取引 | () | () | () | () |
| | | | その他 | () | () | () | () |
| | 計 | () | () | () | () | | |
| 券 | 金 | 市場内取引 | 立会取引 | () | () | () | () |
| | | | 立会外取引 | () | () | () | () |
| | 額 | 市場外取引 | 私設取引システム取引 | () | () | () | () |
| | | | その他 | () | () | () | () |
| | 計 | () | () | () | () | | |
| 債 | 国債証券 | | | | | | |
| | 地方債証券 | | | | | | |
| | 特殊債券 | | | | | | |
| | 社債券 | | () | () | () | () | |
| | 計 | | | | | | |

[②～⑦ 同左]

[(10-2)～(25) 同左]

[加える。]

| | | | | |
|------------|-----|-----|-----|-----|
| 受益証券 | () | () | () | () |
| うち上場証券投資信託 | () | () | () | () |
| その他 | () | () | () | () |

(注意事項)

- 1 有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。
- 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- 3 「取引戦略の類型」の欄には第8条第11号イ(1)の取引戦略の類型を記載すること。
- 4 「株券」の欄には株券及び出資証券（法第2条第1項第6号に掲げる出資証券、同項第7号及び第8号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第3号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。
- 5 「市場内取引」の欄には取引所金融商品市場における立会取引及び立会外取引に係るものを、「市場外取引」の欄には法第30条第1項の認可を受けた金融商品取引業者の開設する私設取引システムにおける取引及びそれ以外の取引に係るものを記載すること。
- 6 外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第1号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券）、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること。
- 7 「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

② 市場デリバティブ取引の状況

(単位：百万円)

| | | | | | |
|---------|---------|--|--|--|--|
| 取引戦略の名称 | | | | | |
| 取引戦略の類型 | | | | | |
| 株券に係る取引 | 先物取引 | | | | |
| | オプション取引 | | | | |
| | その他 | | | | |

| | | | | | |
|---------|---------|--|--|--|--|
| 債券に係る取引 | 先物取引 | | | | |
| | オプション取引 | | | | |
| | その他 | | | | |
| その他 | 先物取引 | | | | |
| | オプション取引 | | | | |
| | その他 | | | | |

(注意事項)

- 1 取引戦略ごとに記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。
- 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- 3 「取引戦略の種類」の欄には第8条第11号イ(1)の取引戦略の種類を記載すること。
- 4 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同項第3号に掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

2 経理の状況

(記載要領)

[1～6 略]

7 [略]

[(1)～(5) 略]

(6) デリバティブ取引に関する注記

財務諸表等規則第8条の8第1項から第3項までの規定に準じて記載する。

(7) [略]

[(様式A)～(様式D) 略]

2 経理の状況

(記載要領)

[1～6 同左]

7 [同左]

[(1)～(5) 同左]

(6) デリバティブ取引に関する注記

財務諸表等規則第8条の8(第1項ただし書及び第1号を除く。)の規定に準じて記載する。

(7) [同左]

[(様式A)～(様式D) 同左]

別紙様式第十五号の二（第八十三条第一項、第二項関係）

（日本工業規格 A 4）

第 期説明書類 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

印

1 業務の状況

[(1)~(6) 略]

(7) 役員及び使用人の状況

[①・② 略]

③ 国内における代理人の状況

| |
|-----------|
| 氏名、商号又は名称 |
| |

[(8)・(9) 略]

(注意事項)

1 業務の状況

[(1)~(6) 略]

(7) 役員及び使用人の状況

[①・② 略]

③ 国内における代理人の状況

金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人について記載すること。

[(8)・(9) 略]

[(10)~(21) 略]

2 [略]

別紙様式第十五号の二（第八十三条第一項、第二項関係）

（日本工業規格 A 4）

第 期説明書類 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

印

1 業務の状況

[(1)~(6) 同左]

(7) 役員及び使用人の状況

[①・② 同左]

[加える。]

[(8)・(9) 同左]

(注意事項)

1 業務の状況

[(1)~(6) 同左]

(7) 役員及び使用人の状況

[①・② 同左]

[加える。]

[(8)・(9) 同左]

[(10)~(21) 同左]

2 [同左]

別紙様式第十六号（第百八十七条関係）

事業報告書 （日本工業規格 A 4）
〔 年 月 日から
 年 月 日まで 〕

年 月 日

登録金融機関名
 所在地
 代表者氏名 印

[1～8 略]

9 登録金融機関業務の状況

当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1) 有価証券の売買の状況

[表略]

(注意事項)

[1・2 略]

3 「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

[(2)～(20) 略]

(21) 高速取引行為に係る業務の状況

登録金融機関業務として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。

① 有価証券の売買の状況

(単位：百万円)

| | | | | | |
|---------|-------|--|--|--|--|
| 取引戦略の名称 | | | | | |
| 取引戦略の類型 | | | | | |
| 債 券 | 国債証券 | | | | |
| | 地方債証券 | | | | |
| | 特殊債券 | | | | |
| | 社債券 | | | | |
| | 計 | | | | |

別紙様式第十六号（第百八十七条関係）

事業報告書 （日本工業規格 A 4）
〔 年 月 日から
 年 月 日まで 〕

年 月 日

登録金融機関名
 所在地
 代表者氏名 印

[1～8 同左]

9 登録金融機関業務の状況

当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1) 有価証券の売買の状況

[同左]

(注意事項)

[1・2 同左]

3 「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第2号に掲げる証券投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

[(2)～(20) 同左]

[加える。]

| | | | | |
|------------|--|--|--|--|
| 受益証券 | | | | |
| うち上場証券投資信託 | | | | |
| その他 | | | | |

(注意事項)

- 1 有価証券の売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。
- 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- 3 「取引戦略の類型」の欄には第8条第11号イ(1)の取引戦略の類型を記載すること。
- 4 「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに株式会社商工組合中央金庫法第33条に規定する商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第1項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。
- 5 「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

② 市場デリバティブ取引の状況

(単位：百万円)

| | | | | | |
|---------|---------|--|--|--|--|
| 取引戦略の名称 | | | | | |
| 取引戦略の類型 | | | | | |
| 債券に係る取引 | 先物取引 | | | | |
| | オプション取引 | | | | |
| | その他 | | | | |
| その他 | 先物取引 | | | | |
| | オプション取引 | | | | |
| | その他 | | | | |

(注意事項)

- 1 取引戦略ごとに記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加

するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

- 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- 3 「取引戦略の種類」の欄には第8条第11号イ(1)の取引戦略の種類を記載すること。
- 4 「先物取引」の欄には、法第28条第8項第3号イ及びロに掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同号ハに掲げる取引に係る取引契約金額を、「その他」の欄には、同号ニ及びホに掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

別紙様式第十七号の四（第二百八条の十二第一項関係）

（日本工業規格 A 4）

第 期事業報告書〔 年 月 日から
年 月 日まで〕
年 月 日提出
商号
所在地
代表者の役職氏名 印

1 業務の状況

〔(1)・(2) 略〕

(3) 子法人等の状況

① 子法人等の数の増減

〔表略〕

（注意事項）

「子会社」とは法第29条の4第4項に規定する子会社を、「子会社等」とは令第15条の16の2第2項に規定する子会社等のうち当該子会社を除いたものを、「関連会社等」とは同条第3項に規定する関連会社等をいう。

〔②～④ 略〕

(4) 〔略〕

2 〔略〕

別紙様式第十七号の四（第二百八条の十二第一項関係）

（日本工業規格 A 4）

第 期事業報告書〔 年 月 日から
年 月 日まで〕
年 月 日提出
商号
所在地
代表者の役職氏名 印

1 業務の状況

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 子法人等の状況

① 子法人等の数の増減

〔同左〕

（注意事項）

「子会社」とは法第29条の4第3項に規定する子会社を、「子会社等」とは令第15条の16の2第2項に規定する子会社等のうち当該子会社を除いたものを、「関連会社等」とは同条第3項に規定する関連会社等をいう。

〔②～④ 同左〕

(4) 〔同左〕

2 〔同左〕

別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）

（日本工業規格 A 4）

第 期事業報告書〔 年 月 日から
年 月 日まで〕
年 月 日提出
商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名 印

1 業務の状況

(1) [略]

(2) 子法人等の状況

① 子法人等の数の増減

[表略]

(注意事項)

「子会社」とは法第29条の4第4項に規定する子会社を、「子会社等」とは令第15条の16の2第2項に規定する子会社等のうち当該子会社を除いたものを、「関連会社等」とは同条第3項に規定する関連会社等をいう。

[②～④ 略]

[(3)～(6) 略]

2 [略]

別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）

（日本工業規格 A 4）

第 期事業報告書〔 年 月 日から
年 月 日まで〕
年 月 日提出
商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名 印

1 業務の状況

(1) [同左]

(2) 子法人等の状況

① 子法人等の数の増減

[同左]

(注意事項)

「子会社」とは法第29条の4第3項に規定する子会社を、「子会社等」とは令第15条の16の2第2項に規定する子会社等のうち当該子会社を除いたものを、「関連会社等」とは同条第3項に規定する関連会社等をいう。

[②～④ 同左]

[(3)～(6) 同左]

2 [同左]

別紙様式第十八号（第二百十八条、第二百二十二条関係）

（日本工業規格 A 4）
（第 1 面）

[略]

（第 2 面）

| | | |
|----|--------------------------------|------------------------|
| 1 | (ふりがな) 商号 | |
| 2 | 本店の所在の場所 | |
| 3 | [略] | |
| 4 | [略] | |
| 5 | 取引所取引業務として高速取引行為を行う場合にあっては、その旨 | (取引所取引業務として高速取引行為を行う旨) |
| 6 | 5 の場合のほか、高速取引行為を行う場合にあっては、その旨 | (5 の場合のほか、高速取引行為を行う旨) |
| 7 | [略] | |
| 8 | [略] | |
| 9 | [略] | |
| 10 | [略] | |
| 11 | [略] | |
| 12 | [略] | |
| 13 | [略] | |

[(第 3 面) ~ (第 9 面) 略]

別紙様式第十八号（第二百十八条、第二百二十二条関係）

（日本工業規格 A 4）
（第 1 面）

[同左]

（第 2 面）

| | | |
|----------|------------------------|--|
| 1 | (ふりがな) 商号及び本店の所在の場所 | |
| [項を加える。] | | |
| 2 | [同左] | |
| 3 | [同左] | |
| [項を加える。] | | |
| [項を加える。] | | |
| 4 | [同左] | |
| 5 | [同左] | |
| 6 | [同左] | |
| 7 | [同左] | |
| 8 | [同左] | |
| 9 | [同左] | |
| 10 | [同左] | |

[(第 3 面) ~ (第 9 面) 同左]

別紙様式第十九号（第二百二十六条関係）

（日本工業規格A4）

第 期事業報告書 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$
年 月 日提出

商 号

所在地

国内における代表者氏名

印

[1~11 略]

12 高速取引行為に係る業務の状況

(1) 有価証券の売買の状況

（単位：千株、百万円）

| | | | | | |
|----------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 取引戦略の名称 | | | | | |
| 取引戦略の類型 | | | | | |
| 株 | 数 | 立会取引 | () | () | () |
| | | 立会外取引 | () | () | () |
| | | 計 | () | () | () |
| 券 | 額 | 立会取引 | () | () | () |
| | | 立会外取引 | () | () | () |
| | | 計 | () | () | () |
| 債 | 国債証券 | | | | |
| | 地方債証券 | | | | |
| | 特殊債券 | | | | |
| | 社 債 券 | | () | () | () |
| | 計 | | | | |
| 上場証券投資信託 | | () | () | () | |
| その他 | | () | () | () | |

別紙様式第十九号（第二百二十六条関係）

（日本工業規格A4）

第 期事業報告書 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$
年 月 日提出

商 号

所在地

国内における代表者氏名

印

[1~11 同左]

[加える。]

(2) 市場デリバティブ取引の状況

(単位：百万円)

| 取引戦略の名称 | | | | | |
|---------|---------|--|--|--|--|
| 取引戦略の種類 | | | | | |
| 株券に係る取引 | 先物取引 | | | | |
| | オプション取引 | | | | |
| | その他 | | | | |
| 債券に係る取引 | 先物取引 | | | | |
| | オプション取引 | | | | |
| | その他 | | | | |
| その他 | 先物取引 | | | | |
| | オプション取引 | | | | |
| | その他 | | | | |

(注意事項)

[1～6 略]

7 取引所取引店の状況

当期末現在における全ての取引所取引店について記載すること。なお、当期中において、取引所取引店の設置若しくは廃止があった場合又は取引所取引店の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

8 国内の事務所その他の施設の状況

当期末現在における全ての国内の事務所その他の施設について記載すること。なお、当期中において、国内の事務所その他の施設の設置若しくは廃止があった場合又は国内の事務所その他の施設の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

9 [略]

10 業務の状況

当期における取引所取引業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1) 有価証券の売買の状況

[イ～ハ 略]

ニ 「上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

(2) [略]

11 高速取引行為に係る業務の状況

取引所取引業務として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る有価証券の売

(注意事項)

[1～6 同左]

7 取引所取引店の状況

当期末現在におけるすべての取引所取引店について記載すること。なお、当期中において、取引所取引店の設置若しくは廃止があった場合又は取引所取引店の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

8 国内の事務所その他の施設の状況

当期末現在におけるすべての国内の事務所その他の施設について記載すること。なお、当期中において、国内の事務所その他の施設の設置若しくは廃止があった場合又は国内の事務所その他の施設の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

9 [同左]

10 業務の状況

当期における取引所取引業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1) 有価証券の売買の状況

[イ～ハ 同左]

ニ 「上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第2号に掲げる証券投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

(2) [同左]

[加える。]

買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1) 有価証券の売買の状況

イ 有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

ロ 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。

ハ 「取引戦略の類型」の欄には第220条第7号イ(1)の取引戦略の類型を記載すること。

ニ 「株券」の欄には株券及び出資証券（法第2条第1項第6号に掲げる出資証券、同項第7号及び第8号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第3号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。

ホ 外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第1号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券）、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること。

ヘ 「上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

(2) 市場デリバティブ取引の状況

イ 取引戦略ごとに記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

ロ 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。

ハ 「取引戦略の類型」の欄には第220条第7号イ(1)の取引戦略の類型を記載すること。

ニ 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同項第3号に掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 (郵便番号)

住所又は所在地

電話番号 () -

商号又は名称

氏 名 印
(法人であるときは、代表者の役職氏名)

登 録 申 請 書

金融商品取引法第 66 条の 51 の規定により同法第 66 条の 50 の登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(注意事項)

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)

(第 2 面)

| | | |
|-----------------|---------------------------|-----|
| * 登 録 番 号 | 財務(支)局長(高速)第 号 (年 月 日) | |
| 1 法 人 ・ 個 人 の 別 | 法 人 | 個 人 |
| (ふ り が な) | | |

| | | |
|---|----------------------------------------------------------------------------|---------|
| 2 | 商号又は名称 (ふりがな) | |
| 3 | 氏名 | |
| 4 | 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額 | 別添1のとおり |
| 5 | 法人であるときは、役員の氏名又は名称 | 別添2のとおり |
| 6 | 国内における代表者又は国内における代理人の氏名、商号又は名称 | 別添3のとおり |
| 7 | 主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所）の名称及び所在地 | 別添4のとおり |
| 8 | 高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地 | 別添5のとおり |
| 9 | 他に行っている事業の種類 | 別添6のとおり |

(注意事項)

- 1 「*登録番号」欄には、記載しないこと。
- 2 「1 法人・個人の別」欄は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄
 - (1) 法人は商号又は名称を「2 商号又は名称」欄に記載し、個人は氏名を「3 氏名」欄に記載すること。
 - (2) 個人は「2 商号又は名称」欄に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、「3 氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
 - (4) 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「3 氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第3面)

(別添1：資本金の額又は出資の総額)

商号、名称又は氏名

| | |
|--------------|----------|
| 資本金の額又は出資の総額 | 年 月 日 |
| | 年 月 日 現在 |

(注意事項)

外貨建ての場合は、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。

(第4面)

(別添2：役員の名又は名称)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| (ふりがな) 氏名又は名称 | 役 職 名 |
|------------------|-------|
| | |

(注意事項)

- 1 外国法人にあつては、国内における代表者について、本表に記載する必要はないが、別添3「国内における代表者又は国内における代理人の氏名、商号又は名称」に記載すること。
- 2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第5面)

(別添3：国内における代表者又は国内における代理人の氏名、商号又は名称)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| (ふりがな) 氏名、商号又は名称 | 役 職 名 |
|---------------------|-------|
| | |

(注意事項)

- 1 外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載すること。
- 2 「役職名」欄は国内における代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。
- 3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第6面)

(別添4：主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所）の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|-------|
| | |

(注意事項)

外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、主たる営業所又は事務所を最初に記載し、国内における主たる営業所又は事務所がある場合には、その次に記載すること。

(第7面)

(別添5：高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|-------|
| | |

(注意事項)

高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

(第8面)

(別添6：他に行っている事業の種類)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

| 他に行っている事業の種類 |
|--------------|
| |

(日本工業規格 A 4)

[様式を加える。]

第 期事業報告書 (年 月 日から)
 (年 月 日まで)
 年 月 日提出

商号又は名称
 所在地
 代表者の役職氏名

(注意事項)

- 1 事業報告書を書面で提出する場合には、代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 法第 66 条の 51 第 1 項の登録申請書又は法第 66 条の 54 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 登録年月日及び登録番号
 年 月 日 (財務 (支) 局長 (高速) 第 号)
- (2) 高速取引行為に係る金融商品取引所等
- (3) 当期の業務概要
- (4) 株主総会決議事項の要旨
- (5) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

| 総 数 | 役 員 | | 使用人 | 計 |
|-----|-----|------------|-----|---|
| | 名 | うち非常勤 名 | | |
| | | | | |

② 役員 の 状況

| 役職名 | 氏名又は名称 |
|-----|--------|
| | |

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

| 氏名、商号又は名称 | 役職名 | 住所又は所在地 | 電話番号 |
|-----------|-----|---------|------|
| | | | |

(6) 主たる営業所又は事務所の状況

| 名称 | 所在地 | 役員及び使用人名 |
|----|-----|----------|
| | | |

(7) 高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の状況

| 名称 | 所在地 | 役員及び使用人名 |
|-----|-----|----------|
| | | |
| 計 店 | | 計 名 |

(8) 株主の状況

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 割合 |
|-------------|---------|---------|
| その他 (名) | | % |
| 計 名 | | 100.00% |

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 高速取引行為に係る金融商品取引所等

当期末現在において利用している高速取引行為に係る金融商品取引所等の名称又は商号を記載すること。

なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること（ただし、高速取引行為に係る業務に関連しない決議事項であった場合には、記載することを要しない。）。

(5) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員（第9条第2号に規定する「役員」をいう。②において同じ。）及び使用人について記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者については、③に記載すれば足りる。

② 役員の場合

当期末現在における役員について記載し、高速取引行為に係る業務を担当する役員を注記すること。

なお、法第66条の51第1項の登録申請書又は法第66条の54第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

③ 国内における代表者又は国内における代理人の場合

外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載し、「役職名」欄は国内における代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。

なお、法第66条の51第1項の登録申請書又は法第66条の54第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

(6) 主たる営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所。以下(6)において同じ。）について記載すること。なお、当期中において、主たる営業所又は事務所の名称又は所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(7) 高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における高速取引行為に係る業務を行う全ての営業所又は事務所について記載すること。なお、当期中において、高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(8) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

なお、法第66条の51第1項の登録申請書又は法第66条の54第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更するまでの間、「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

(9) 業務の状況

高速取引行為に係る有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

① 有価証券の売買の状況 (単位：千株、百万円)

| 取引戦略の名称 | | | | | | | |
|------------|-------|------------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 取引戦略の類型 | | | | | | | |
| 株 | 株数 | 市場内取引 | 立会取引 | () | () | () | () |
| | | | 立会外取引 | () | () | () | () |
| | 市場外取引 | 私設取引システム取引 | () | () | () | () | |
| | | その他 | () | () | () | () | |
| | 計 | () | () | () | () | | |
| 券 | 金額 | 市場内取引 | 立会取引 | () | () | () | () |
| | | | 立会外取引 | () | () | () | () |
| | 市場外取引 | 私設取引システム取引 | () | () | () | () | |
| | | その他 | () | () | () | () | |
| | 計 | () | () | () | () | | |
| 債 | 国債証券 | | | | | | |
| | 地方債証券 | | | | | | |
| | 特殊債証券 | | | | | | |
| | 社債証券 | | () | () | () | () | |
| | 計 | | | | | | |
| 受益証券 | | () | () | () | () | | |
| うち上場証券投資信託 | | () | () | () | () | | |
| その他 | | () | () | () | () | | |

(注意事項)

- 1 有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙

に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

- 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- 3 「取引戦略の類型」の欄には第328条第4号イの取引戦略の類型を記載すること。
- 4 「株券」の欄には株券及び出資証券（法第2条第1項第6号に掲げる出資証券、同項第7号及び第8号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第3号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。
- 5 「市場内取引」の欄には取引所金融商品市場における立会取引及び立会外取引に係るものを、「市場外取引」の欄には法第30条第1項の認可を受けた金融商品取引業者の開設する私設取引システムにおける取引及びそれ以外の取引に係るものを記載すること。
- 6 外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第1号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券）、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること。
- 7 「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

② 市場デリバティブ取引の状況 (単位：百万円)

| 取引戦略の名称 | | | | | |
|---------|---------|--|--|--|--|
| 取引戦略の類型 | | | | | |
| 株券に係る取引 | 先物取引 | | | | |
| | オプション取引 | | | | |
| | その他 | | | | |
| 債券に係る取引 | 先物取引 | | | | |
| | オプション取引 | | | | |
| | その他 | | | | |
| その他 | 先物取引 | | | | |
| | オプション取引 | | | | |
| | その他 | | | | |

(注意事項)

- 1 取引戦略ごとに記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

- 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- 3 「取引戦略の種類」の欄には第328条第4号イの取引戦略の種類を記載すること。
- 4 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同項第3号に掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

2 経理の状況

貸借対照表及び損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、高速取引行為者が法人格なき組合等を構成する者である場合には、当該組合等の貸借対照表及び損益計算書を提出することとする。

備考 第56 [] の記載は必須ではない。

○ 金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(認定の申請書の添付書類)</p> <p>第二十二条 令第十八条の四の十四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>「一～五 略」</p> <p>六 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四の十四第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>七 「略」</p> <p>(苦情の解決又はあっせんの業務等)</p> <p>第三十条 令第十八条の四の十五第二項第八号に規定する内閣府令で定める業務は、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百四十一条第一項に規定する商品デリバティブ取引等を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあっせんとする。</p> <p>2 令第十八条の四の十五第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、前項の苦情の解決又はあっせんに適正かつ確実に行うに足</p> | <p>(認定の申請書の添付書類)</p> <p>第二十二条 令第十八条の四の九第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>「一～五 同上」</p> <p>六 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四の九第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>七 「同上」</p> <p>(苦情の解決又はあっせんの業務等)</p> <p>第三十条 令第十八条の四の十第二項第八号に規定する内閣府令で定める業務は、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百四十一条第一項に規定する商品デリバティブ取引等を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあっせんとする。</p> <p>2 令第十八条の四の十第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、前項の苦情の解決又はあっせんに適正かつ確実に行うに足り</p> |

りる知識及び能力を有するかどうかについて農林水産大臣及び経済産業大臣の意見が記載された書面とする。

(対象事業者)

第三十一条 法第七十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める者は、令第十八条の四の十五第五項の表の上欄に掲げる者(それぞれ同表の中欄に掲げる取引を行う者に限る。)とする。

(あつせんの対象となる取引等)

第三十二条 法第七十九条の十三において読み替えて準用する法第七十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等(法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。)に付随する取引及び令第十八条の四の十五第五項の表の中欄に掲げる取引とする。

2 「略」

別表第三(第十七条第二項関係)

| | | | |
|-----|-----------|----------|------|
| [略] | 通知又は公表の区分 | 通知又は公表事項 | 注意事項 |
| | | | |
| | | | |

る知識及び能力を有するかどうかについて農林水産大臣及び経済産業大臣の意見が記載された書面とする。

(対象事業者)

第三十一条 法第七十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める者は、令第十八条の四の十第五項の表の上欄に掲げる者(それぞれ同表の中欄に掲げる取引を行う者に限る。)とする。

(あつせんの対象となる取引等)

第三十二条 法第七十九条の十三において読み替えて準用する法第七十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等(法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。)に付随する取引及び令第十八条の四の十第五項の表の中欄に掲げる取引とする。

2 「同上」

別表第三(第十七条第二項関係)

| | | | |
|------|-----------|----------|------|
| [同上] | 通知又は公表の区分 | 通知又は公表事項 | 注意事項 |
| | | | |
| | | | |

| | | | | |
|-----|---------------|----------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [略] | 通知又は公表の 区分 | 通知又は公表の 表事項 | 注意事項 | 協会員が、取引 所金融商品市場 外で自己の計算 において行う上 場株券等の売買 又は取引所金融 商品市場外で行 う上場株券等の 売買の受託等に 基づく売買が成 立した場合の通 知 [略] [略] |
| | | | | |
| | | | | |

別表第七（第二十六条関係）

| | | | | |
|------|---------------|----------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [同上] | 通知又は公表の 区分 | 通知又は公表の 表事項 | 注意事項 | 協会員が同時に 多数の者に対し 、取引所金融商 品市場外で自己 の計算において 行う上場株券等 の売買又は売買 の受託等に基づ く売買が成立し た場合の通知 [同上] [同上] |
| | | | | |
| | | | | |

別表第七（第二十六条関係）

| | | | | |
|--------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | 「略」 | 会員が、取引所 金融商品市場外 で自己の計算に おいて行う上場 株券等の売買又 は取引所金融商 品市場外で行う 上場株券等の売 買の受託等に基 づく売買が成立 した場合の通知 | 「略」 | 「略」 |
| | | 「同上」 | 会員が同時に多 数の者に対し、 取引所金融商品 市場外で自己の 計算において行 う上場株券等の 売買又は売買の 受託等に基づく 売買が成立した 場合の通知 | 「同上」 |

○ 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 金融商品取引所</p> <p>第一節 総則（第四条―第十条の三）</p> <p>〔第二節〕第十節 略</p> <p>〔第三章・第四章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 [略]</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〕八 略</p> <p>九 登録金融機関業務 法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいう。</p> <p>〔十〕三十三 略</p> | <p>目次</p> <p>第一章 [同上]</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>第一節 総則（第四条―第十条の二）</p> <p>〔第二節〕第十節 同上</p> <p>〔第三章・第四章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>〔一〕八 同上</p> <p>九 登録金融機関業務 法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。</p> <p>〔十〕三十三 同上</p> |

3 [略]

(免許申請書等に添付すべき電磁的記録)

第五条 法第八十一条第三項(法第八十五条の二第三項、第二百二条の十五第三項及び第六百六条の十一第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいづれかに該当するものとする。

- 一 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

「一・二 略」

3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一・二 略」

3 [同上]

(免許申請書等に添付すべき電磁的記録)

第五条 法第八十一条第三項(法第八十五条の二第三項、第二百二条の十五第三項及び第六百六条の十一第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

「一・二 同上」

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

「一・二 同上」

(金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等)

第九条の二 「略」

〔2・3 略〕

4|| 法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、当該金融商品取引所グループ（同項に規定する金融商品取引所グループをいう。第十条の三において同じ。）又は金融商品取引所持株会社グループ（同項に規定する金融商品取引所持株会社グループをいう。第六十条の二において同じ。）に属する会社（金融商品会員制法人を含む。）のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、運用若しくは保守又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）の設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務及びこれに附帯する業務とする。

(金融商品取引所の子会社に係る認可申請等)

第十条 「略」

〔2・3 略〕

4|| 法第八十七条の三第七項の承認を受けようとする金融商品取引所は、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該承認に係る外国会社を引き続き子会社とする理由を記載した書面

(金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等)

第九条の二 「同上」

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

(金融商品取引所の子会社に係る認可申請)

第十条 「同上」

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

二 当該承認に係る外国会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該承認に係る外国会社に関する第一項第三号イからトまでに掲げる書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(金融商品取引所による金融商品取引所グループの経営管理の内容等)

第十条の三 法第八十七条の四の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引所グループに属する金融商品取引所に係る自主規制業務の適正な実施を確保するための体制の整備に係る方針

二 金融商品取引所グループの業務に係る損失の危険の管理に係る方針

三 災害その他の事象が発生した場合における金融商品取引所グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第八十七条の四の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該金融商品取引所における当該金融商品取引所グループに属する会社(金融商品会員制法人を含む。)の役員及び従業員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

(株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)

「条を加える。」

(株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)

第五十四条 「略」

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類（申請者が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ 申請者が法人（地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。）である場合 当該法人に関する次に掲げる書類

〔1〕～〔8〕 略

〔9〕 外国金融商品取引市場開設者（法第六十条の二第一項第七号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。〔13〕において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書類

〔10〕～〔13〕 略

〔ロ・ハ 略〕

〔二〕～四 略

（金融商品取引所持株会社による金融商品取引所持株会社グループの経営管理の内容等）

第六十条の二 法第六十六条の二十三第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第五十四条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

〔1〕～〔8〕 同上

〔9〕 外国金融商品取引市場開設者（法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。〔13〕において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書類

〔10〕～〔13〕 同上

〔ロ・ハ 同上〕

〔二〕～四 同上

〔条を加える。〕

一 金融商品取引所持株式会社グループに属する金融商品取引所に係る自主規制業務の適正な実施を確保するための体制の整備に係る方針

二 金融商品取引所持株式会社グループの業務に係る損失の危険の管理に係る方針

三 災害その他の事象が発生した場合における金融商品取引所持株式会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第六十六条の二十三第四項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該金融商品取引所持株式会社における当該金融商品取引所持株式会社グループに属する会社の役員及び従業員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

(金融商品取引所持株式会社の子会社に係る認可申請等)

第六十一条 「略」

2 法第六十六条の二十四第四項の承認を受けようとする金融商品取引所持株式会社は、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該承認に係る外国会社を引き続き子会社とする理由を記載した書面

二 当該承認に係る外国会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該承認に係る外国会社に関する前項第三号イからトまでに掲げる書類

(金融商品取引所持株式会社の子会社に係る認可申請等)

第六十一条 「同上」

「項を加える。」

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

3|| 「略」

(届出書の提出先等)

第二百二十条 法第八十一条第一項、第八十五条の二第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書、第四項若しくは第七項、第一百条の十六(法第二百二条の三十六において準用する場合を含む。)、第一百一条の十七第二項、第一百二条の十五第一項、第一百三条の二第三項、第五五条、第一百六条の三第一項、第三項(法第二百二条の十七第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第五項(法第二百二条の十七第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第一百六条の八第二項、第一百六条の十一第一項、第一百六条の十四第三項、第一百六条の十七第一項、第一百六条の二十二第二項、第一百六条の二十四第一項ただし書若しくは第四項、第一百七条第二項、第二百二十条、第二百二十二条第一項(法第二百二十三条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)、第二百二十四条第一項若しくは第三項、第二百二十六条第二項、第二百二十八条、第二百三十四条第一項第五号若しくは第二項、第三百三十五条、第四百十條第二項、第四百九十九条(法第二百五十三條の四において準用する場合を含む。)、第五百五十三條の三又は第八十八條(金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社に係るものに限る。)(の規定により免許申請書、認可申請書、承認申請書、届出書その他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、これらの書類の写しを、当該者の主たる事務所又

2|| 「同上」

(届出書の提出先等)

第二百二十条 法第八十一条第一項、第八十五条の二第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第四項、第一百条の十六(法第二百二条の三十六において準用する場合を含む。)、第一百一条の十七第二項、第一百二条の十五第一項、第一百三條の二第三項、第五五条、第一百六条の三第一項、第三項(法第二百二条の十七第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第五項(法第二百二条の十七第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第一百六条の八第二項、第一百六条の十一第一項、第一百六条の十四第三項、第一百六条の十七第一項、第一百六条の二十二第二項、第一百六条の二十四第一項ただし書、第一百七条第二項、第二百二十条、第二百二十二条第一項(法第二百二十三条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)、第二百二十四条第一項若しくは第三項、第二百二十六条第二項、第二百二十八条、第二百三十四条第一項第五号若しくは第二項、第三百三十五条、第四百十條第二項、第四百九十九条(法第二百五十三條の四において準用する場合を含む。)、第五百五十三條の三又は第八十八條(金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社に係るものに限る。)(の規定により免許申請書、認可申請書、承認申請書、届出書その他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、これらの書類の写しを、当該者の主たる事務所又は本店の所在地を管轄す

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならぬ。</p> <p>2 「略」</p> <p>（標準処理期間）</p> <p>第二百一十一条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書、第四項若しくは第七項、第一百一条の十七第一項、第一百二条の十四、第一百五条第一項、第一百六条の三第一項、第一百六条の十第一項若しくは第三項ただし書、第一百六条の十七第一項、第一百六条の二十四第一項ただし書若しくは第四項、第二百二十二条第一項（法第二百二十三条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第一項若しくは第三項、第二百二十六条第二項、第二百三十四条第一項第五号、第二百三十五条第一項、第四百十条第一項、第四百九条第一項（法第五百三十三条の四において準用する場合を含む。）又は第五百五十五条第一項の規定による免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>2 「略」</p> | <p>る財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。</p> <p>2 「同上」</p> <p>（標準処理期間）</p> <p>第二百一十一条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第四項、第一百一条の十七第一項、第一百二条の十四、第一百五条第一項、第一百六条の三第一項、第一百六条の十第一項若しくは第三項ただし書、第一百六条の十七第一項、第一百六条の二十四第一項ただし書、第二百二十二条第一項（法第二百二十三条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第一項若しくは第三項、第二百二十六条第二項、第二百三十四条第一項第五号、第二百三十五条第一項、第四百十条第一項、第四百九条第一項（法第五百三十三条の四において準用する場合を含む。）又は第五百五十五条第一項の規定による免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>2 「同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」又は「高速取引行為者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又は高速取引行為者をいう。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）</p> <p>第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第二十号から第三十六号までに掲げる</p> | <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」又は「外国市場デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）</p> <p>第九条の三 〔同上〕</p> |

取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。」とする。

「一〇十六 略」

十七 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている投資信託受益証券等若しくは投資証券につき自己の計算による空売りを行う取引又は金融商品取引所の定める規則により当該金融商品取引所に上場されている投資信託受益証券等につき次に掲げる取引に係る注文を行う者として指定を受けた高速取引行為者が当該投資信託受益証券等につき当該金融商品取引所の定める方法に基づいて自己の計算による空売りを行う取引のうち、次に掲げるもの

「イ・ロ 略」

「十八〇三十六 略」

「2・3 略」

（適用除外有価証券等）

第二十五条 令第二十七条第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一〇十六 同上」

十七 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている投資信託受益証券等又は投資証券につき自己の計算による空売りをを行う取引のうち、次に掲げるもの

「イ・ロ 同上」

「十八〇三十六 同上」

「2・3 同上」

（適用除外有価証券等）

第二十五条 令第二十七条第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。）の性質を有するものうち、次に掲げる要件をいづれも満たすものとする。

| | | |
|--------------------|---------|----------|
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | 「1・1 略」 | 「1・1 同上」 |
| | 「2・3 略」 | 「2・3 同上」 |

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（投資法人設立届出書に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第百八条の二 法第六十九条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p> <p>二 日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク</p> <p>2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> | <p>（投資法人設立届出書に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第百八条の二 法第六十九条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> |

「一・二 略」

(禁止行為)

第二百三十五条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇四 略」

(事故の確認の申請)

第二百三十八条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第七項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

(確認申請書の記載事項)

第二百三十九条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

「イ〜ハ 略」

ニ 補填に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由
ホ 「略」

「一・二 同上」

(禁止行為)

第二百三十五条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇四 同上」

(事故の確認の申請)

第二百三十八条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第五項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

(確認申請書の記載事項)

第二百三十九条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 補填に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由
ホ 「同上」

四 [略]

(確認申請書の添付書類)

第二百四十条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九條第七項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九條第七項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

(監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者)

第二百四十四条 法第二百条第三号に規定する登録投資法人の監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 当該金融商品取引業者の親会社等(金融商品取引法施行令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。)に該当する法人が、次のいずれかに掲げる法人に該当する場合における当該金融商品取引業者

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは支配人その他の重要な使用者又は子会社(当該金融商品取引業者

四 [同上]

(確認申請書の添付書類)

第二百四十条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九條第五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九條第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

(監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者)

第二百四十四条 [同上]

〔一・二 同上〕

三 [同上]

〔イ・ロ 同上〕

ハ 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員等又は子会社の役員等としている法人

| | |
|----------------------------------------------|---------------------------|
| <p>を除く。)の役員としている法人 二 「略」 四 「略」</p> | <p>二 「同上」 四 「同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | 改正後 | | 改正前 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----|
| <p>(有価証券通知書) 第四条 「略」 〔2・3 略〕</p> <p>4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、次に掲げる者</p> <p>イ 当該有価証券の発行者の子会社等（法第二十九条の四第四項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。ハ及び第十条の四第二号ロにおいて同じ。）又は主要株主（法第六十三條第一項に規定する主要株主をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。）</p> <p>〔ロ〕ニ 略〕 〔三〕五 略〕</p> <p>5 「略」</p> | <p>(有価証券通知書) 第四条 「同上」 〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 当該有価証券の発行者の子会社等（法第二十九条の四第三項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。ハ及び第十条の四第二号ロにおいて同じ。）又は主要株主（法第六十三條第一項に規定する主要株主をいう。ハ及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。）</p> <p>〔ロ〕ニ 同上〕 〔三〕五 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> | <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(禁止行為)</p> <p>第十四条の十一の三十の二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第三十四条の二の三十の二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第三十四条の五十三の十七の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇五 略」</p> | <p>(禁止行為)</p> <p>第十四条の十一の三十の二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第三十四条の二の三十の二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第三十四条の五十三の十七の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇五 同上」</p> |

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(禁止行為)</p> <p>第二十六条の二の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇七 略」</p> | <p>(禁止行為)</p> <p>第二十六条の二の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇七 同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(禁止行為)</p> <p>第七十条の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇七 略」</p> | <p>(禁止行為)</p> <p>第七十条の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇七 同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(禁止行為)</p> <p>第三十一条の二十五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〽三 略」</p> | <p>(禁止行為)</p> <p>第三十一条の二十五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〽三 同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○ 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| <p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百三十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p> | <p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> |

イ 金融商品取引法第五十六条の二第二項（同法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（同法第六十条の十二第三項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第六百三条の四、第六百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六百六条の十六、第六百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六百六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六百五十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六百五十一条の四において準用する場合を含む。）、第六百五十五条の九、第六百五十六条の五の四、第六百五十六条の五の八、第六百五十六条の十五、第六百五十六条の二十の十二、第六百五十六条の三十四、第六百五十六条の五十八、第六百五十六条の八十、第六百五十六条の八十九及び第六百八十七条第一項第四号の規定

「ロ」へ 略

二 金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第

イ 金融商品取引法第五十六条の二第二項（同法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（同法第六十条の十二第三項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第六百三条の四、第六百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六百六条の十六、第六百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六百六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六百五十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六百五十一条の四において準用する場合を含む。）、第六百五十五条の九、第六百五十六条の五の四、第六百五十六条の五の八、第六百五十六条の十五、第六百五十六条の二十の十二、第六百五十六条の三十四、第六百五十六条の五十八、第六百五十六条の八十、第六百五十六条の八十九及び第六百八十七条第一項第四号の規定

「ロ」へ 同上

二 金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| <p>二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項並びに第七十七條第一項第三号の規定による検査 別紙様式第一の二</p> | <p>二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項並びに第七十七條第一項第三号の規定による検査 別紙様式第一の二</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○ 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二十六条第一項</u>（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、<u>第二十七条の二十二第一項</u>（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び<u>第二十七条の三十第一項</u>、<u>第二十七条の三十五第一項</u>、<u>第二十七条の三十七第一項</u>、<u>第八十五条の五並びに第八十七条第一項第四号</u>の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）<u>第三百三十九条第二項並びに</u>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</u></p> <p>「一〇四十 略」</p> <p>2 金融商品取引法第九十条第一項、公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）<u>第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項</u>（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十五条第二項の規定</p> | <p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二十六条</u>（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、<u>第二十七条の二十二第一項</u>（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び<u>第二十七条の三十七の三十第一項</u>、<u>第二十七条の三十五</u>、<u>第八十五条の五並びに第八十七条第四号</u>の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）<u>第三百三十九条第二項並びに</u>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</u></p> <p>「一〇四十 同上」</p> <p>2 金融商品取引法第九十条第一項、公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）<u>第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項</u>（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十五条第二項の規定</p> |

定により、金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項並びに第二十七条の三十七第一項の規定による検査（同法第九十四条の七第三項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）、公認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十五条第一項の規定による検査（同法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する検査に限る。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式二による。

[3・4 略]

定により、金融商品取引法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五の規定による検査（同法第九十四条の七第三項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）、公認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十五条第一項の規定による検査（同法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する検査に限る。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式二による。

[3・4 同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(禁止行為)</p> <p>第一百条の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一～六 略」</p> | <p>(禁止行為)</p> <p>第一百条の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一～六 同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(禁止行為)</p> <p>第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>(届出事項等)</p> <p>第八十五条 〔略〕</p> <p>〔2〕4 略</p> <p>5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三</p> | <p>(禁止行為)</p> <p>第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>(届出事項等)</p> <p>第八十五条 〔同上〕</p> <p>〔2〕4 同上</p> <p>5 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三</p> |

十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

〔四〇六 略〕

6
〔略〕

〔外国保険会社等の届出事項等〕

第六百六十六条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等若しくはその業務の委託先、外国保険会社等の日本における代表者若しくはは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、外国保険会社等の業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

〔一・二 略〕

三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

〔四〇六 同上〕

6
〔同上〕

〔外国保険会社等の届出事項等〕

第六百六十六条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

〔四・五 略〕

5
〔略〕

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人等、引受社員若しくは総代理店、免許特定法人及び引受社員の日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、免許特定法人の業務の委託先若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、引受社員の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

〔一・二 略〕

三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

〔四・五 略〕

5
〔略〕

〔四・五 同上〕

5
〔同上〕

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4
〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

〔四・五 同上〕

5
〔同上〕

(届出事項等)

第二百一十一条の五十五 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人(少額短期保険募集人である者を除く。)、少額短期保険業者等(少額短期保険業者の業務の委託先を除く。)の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

〔一・二 略〕

三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

〔四・五 略〕

5 「略」

(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(届出事項等)

第二百一十一条の五十五 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

〔一・二 同上〕

三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

〔四・五 同上〕

5 「同上」

(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

| | | |
|--------------------|--------|---------|
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | 「二～四略」 | 「二～四同上」 |
| | 「2・3略」 | 「2・3同上」 |

○ 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（禁止行為）</p> <p>第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〜四 略」</p> <p>（事故の確認の申請）</p> <p>第二十条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、<u>同条第七項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、管轄財務局長に提出しな</u>ければならない。</p> <p>（確認申請書の記載事項）</p> <p>第二十一条 準用金融商品取引法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項</p> <p>「イ〜ハ 略」</p> | <p>（禁止行為）</p> <p>第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〜四 同上」</p> <p>（事故の確認の申請）</p> <p>第二十条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、<u>同条第五項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、管轄財務局長に提出しな</u>ければならない。</p> <p>（確認申請書の記載事項）</p> <p>第二十一条 準用金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「イ〜ハ 同上」</p> |

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ニ 補填に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由 ホ 「略」 四 「略」</p> <p>(確認申請書の添付書類)</p> <p>第二十二条 準用金融商品取引法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。</p> <p>2 前項の規定は、準用金融商品取引法第三十九条第七項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。</p> | <p>ニ 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由 ホ 「同上」 四 「同上」</p> <p>(確認申請書の添付書類)</p> <p>第二十二条 準用金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。</p> <p>2 前項の規定は、準用金融商品取引法第三十九条第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○ 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(禁止行為)</p> <p>第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一～四 略」</p> <p>(事故の確認の申請)</p> <p>第二十条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、<u>同条第七項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、管轄財務局長に提出しな</u>ければならない。</p> <p>(確認申請書の記載事項)</p> <p>第二十一条 準用金融商品取引法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項</p> <p>「イ～ハ 略」</p> <p>ニ <u>補填に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由</u></p> | <p>(禁止行為)</p> <p>第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一～四 同上」</p> <p>(事故の確認の申請)</p> <p>第二十条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、<u>同条第五項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、管轄財務局長に提出しな</u>ければならない。</p> <p>(確認申請書の記載事項)</p> <p>第二十一条 準用金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「イ～ハ 同上」</p> <p>ニ <u>補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由</u></p> |

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ホ 「略」</p> <p>四 「略」</p> <p>(確認申請書の添付書類)</p> <p>第二十二條 準用金融商品取引法第三十九條第七項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。</p> <p>2 前項の規定は、準用金融商品取引法第三十九條第七項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。</p> | <p>ホ 「同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>(確認申請書の添付書類)</p> <p>第二十二條 準用金融商品取引法第三十九條第五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。</p> <p>2 前項の規定は、準用金融商品取引法第三十九條第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(禁止行為)</p> <p>第三十条の二十六 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一～三 略」</p> | <p>(禁止行為)</p> <p>第三十条の二十六 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一～三 同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別表第一（第三条関係） | | 別表第一（第三条関係） | |
| 「略」 | <p>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p> <p>第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七條の三、第四十八條、第五十七條の四、第五十七條の五</p> | 「同上」 | <p>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p> <p>第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七條、第四十七條の三、第四十八條、第五十七條の四、第五十七條の五</p> |

別表第二(第四条関係)

| | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〔略〕</p> | <p>第三項、第五十七條の十六、第五十七條の十七第三項、第六十三條第六項、第六十三條の四第一項及び第三項、第六十六條の十六、第六十六條の十八、第六十六條の三十七、第六十六條の三十九、第六十六條の五十八、第八十八條の十一第一項、第三百三十九條の四第九項、第三百三十九條の六第四項、第三百三十九條の十三第二項並びに第三百三十九條の二十一第二項</p> |
| <p>〔略〕</p> | <p>金融商品取引法 第四十六條の二(第六十條の六(第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第四十七條、第四十八條、第六十三條の四第一項、第六十六條の十六、第六十六條の三十七及び第六十六條の五十八</p> |

別表第二(第四条関係)

| | |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〔同上〕</p> | <p>第三項、第五十七條の十六、第五十七條の十七第三項、第六十三條第六項、第六十三條の四第一項及び第三項、第六十六條の十六、第六十六條の十八、第六十六條の三十七、第六十六條の三十九、第八十八條の十一第一項、第三百三十九條の四第九項、第三百三十九條の六第四項、第三百三十九條の十三第二項並びに第三百三十九條の二十一第二項</p> |
| <p>〔同上〕</p> | <p>金融商品取引法 第四十六條の二(第六十條の六(第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第四十七條、第四十八條、第六十三條の四第一項、第六十六條の十六及び第六十六條の三十七</p> |

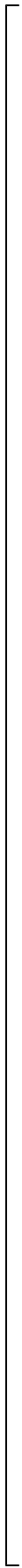
別表第三（第五条関係）

| | | |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [略] | 金融商品取引法 | 第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項、第六十三条の四第一項、第二項及び第三項、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八並びに第八十八条の十一第一項 |
| [略] | | |

別表第三（第五条関係）

| | | |
|------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [同上] | 金融商品取引法 | 第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項、第六十三条の四第一項、第二項及び第三項、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九並びに第八十八条の十一第一項 |
| [同上] | | |

備考 表中の「」の記載は注記である。



○ 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（開示検査課の所掌事務）</p> <p>第十五条の二 開示検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる報告又は資料の徴取、検査、調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第九十四条の七第二項から第四項までの規定により委任されたものに限り、市場分析審査課及び取引調査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第十八条第十四項において「開示検査等」という。）。</p> <p>イ 金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項並びに第二十七条の三十七第一項の規定に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに同法第二十六条第二項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第三項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十第三項、第二十七条の三十五第二項及び第二十七条の三十七第二項の規定に基づく報告の求め（同法第二十七条の三十第三項の規定に基づく報告の求めに</p> | <p>（開示検査課の所掌事務）</p> <p>第十五条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五第一項の規定に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに同法第二十六条第二項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第三項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十第三項及び第二十七条の三十五第二項の規定に基づく報告の求め（同法第二十七条の三十第三項の規定に基づく報告の求めにあっては、同条第一項の規定に基づく報告又は資料の徴取</p> |

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>あつては、同条第一項の規定に基づく報告又は資料の徴取及び検査に関して行うものに限る。）</p> <p>〔ロ〕ニ 略</p> <p>ホ 金融商品取引法第百八十七条第一項の規定に基づく調査（同法第二章から第二章の六までの規定に係る同法第百九十二条第一項の規定による申立てについて行うものに限る。）及び同法第百八十七条第二項の規定に基づく報告の求め（同法第二章から第二章の六までの規定に係る同法第百九十二条第一項の規定による申立てについて行うものに限る。）</p> <p>〔二・三 略〕</p> | <p>及び検査に関して行うものに限る。）</p> <p>〔ロ〕ニ 同上</p> <p>ホ 金融商品取引法第百八十七条第一項の規定に基づく調査（同法第二章から第二章の五までの規定に係る同法第百九十二条第一項の規定による申立てについて行うものに限る。）及び同法第百八十七条第二項の規定に基づく報告の求め（同法第二章から第二章の五までの規定に係る同法第百九十二条第一項の規定による申立てについて行うものに限る。）</p> <p>〔二・三 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）第七十条の二第四項、第二百二十三条第一項第十四号（改正法による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条において「新金融商品取引法」という。）第六十六条の五十七第一号に規定する状況に係る部分に限る。）、第二百三十条の二及び第二百三十二条第三号（新金融商品取引法第六十六条の五十七第一号に規定する状況に係る部分に限る。）の規定は、改正法附則第二条第一項又は第二項の規定により高速取引行為（新金融商品取引法第二条第四十一項に規定する高速取引行為をいう。次条において同じ。）を行う者については、適用しない。

第三条 新金融商品取引業等に関する内閣府令第五百五十八条第四項、第五百五十九条第四項、第七百七十条第三

項及び第七十一条第五項の規定は、改正法附則第二条第一項若しくは第二項又は第三条第一項の規定により高速取引行為を行う者が行う当該高速取引行為に関するものについては、適用しないことができる。

第四条 新金融商品取引業等に関する内閣府令第七十四条第一号二、別紙様式第十二号、別紙様式第十五号の二、別紙様式第十六号及び別紙様式第十九号の規定は、この府令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書及び説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書及び説明書類については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。